

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第8回黒沢川部会 議事録

日 時 平成14年7月26日(金)午前10時から午後4時25分
場 所 長野県 南安曇庁舎 講堂
出席者 高橋部会長以下17名(倉科特別委員、中村特別委員 欠席)

事務局(治水・利水検討室)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第8回黒沢川部会を開催いたします。開会にあたりまして高橋部会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋部会長

おはようございます。台風が去ったあと毎日の猛暑続きでございますけれども、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。さて前回の部会では皆様から治水・利水対策案をご提案いただきました。それぞれ具体的な提案、本当にありがとうございました。今日はこのご提案を元に部会の治水・利水対策案をとりまとめて参りたいと思います。皆様からの対策案を審議のたたきだいとして、3つの案にとりまとめましたので、これを元に審議を進めて参りたいと思います。なお前回の部会でも申し上げましたけれども、法や基準に準拠した部会案をまとめて参りたいと考えています。それについては幹事に確認を求めますのでよろしくお願いをしたいと思います。

さて皆様ご存知の通り、県知事の選挙の日程が決まりまして、8月15日の告示、9月1日の投票となりました。従いまして告示前ではございますけれども、事前運動の問題もありますので政治的な意図があると受け止められるような発言については、公職選挙法に触れる恐れがありますので、このような時期でございますので、委員の皆さんにおきましてはご発言に当たってはご注意をお願いしたいと思います。今後部会として1つの案にとりまとめて参りたいと考えておりますので、具体的で建設的なご意見をいただき有意義な部会になりますよう、議事進行に関しましてご協力をお願い申し上げます。なお今日の新聞等でご存知かと思っておりますけれども、昨日委員会が開催されました。そのなかで私の方で少しその経過を申し上げましてご協力をいただきたいなと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは皆様の方に急きょ資料として、これにはありませんが76の資料をちょっとご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。実は昨日の委員会のなかで黒沢川部会については部会長として報告をしてございます。そのあとの議題として今後の委員会、部会のあり方ということで、委員の方からご提案がありまして、そのなかの審議の過程でこの資料にありますように、昨日浅川及び砥川に関する治水・利水の枠組みというもの我々委員に配布されたわけでございます。そのなかでいろいろ審議ありましたけれども、特に私とすれば次をめぐっていただいて、4ページになりましようか、最後のページの所に、上の方の欄に、下から4行目あたりから書いてございまして、砥川については地下水汚染の現況を踏まえ、具体的対策案を関係市、町と協議していく。取り分け、下諏訪ダムの代替水道施設の整備については、地下水汚染に対する対応も重大な課題であると認識しつつ、ま

ずは、新和田トンネル湧水の利用をはじめ、高度浄化処理施設や新規井戸の掘削の是非等について、総合的な観点から関係者と調整を進め、整備手法、財政措置等について検討を行う。という、こういう項があるわけですが、私は黒沢についても当然代替案を作った時に、利水という問題にこれらの財政支援あるいは法の整備等々も含めて県としてやっていただけるのでしょうかというご質問をしたところが、これはあくまでも浅川及び砥川の枠組みでありますよ、というご答弁しかいただけなかったわけです。私は代替案を作る時に必ず問題となるのが、財政とか河川法の整備とか、という問題が必ず出てくるでしょう。しかるに残された7つの河川に於いても当然こういうものは共通したことであるから、県として前向きに検討しますと言って欲しかったわけですが、何回質問しても同じ答弁でございます。従いまして、それではその答弁のなかに政治的なものがあるというニュアンスの答弁がございましたので、政治的判断が加わるのであれば、今知事が失職しているのに、知事が決まらない内に政治判断が出来ないとすれば、知事が変わってからその判断を仰ぐということになるだろうということで、今我々がいろいろな代替案を作ってみたところで、その時点で変わってしまったようでは、特別委員の皆さんに申し訳ないというのが私の考えでございます。各委員の中からはいろいろなご意見が出ましたけれども、最終的には知事が決まるまで、一時休止しましょうということに決定をいたしました。従いまして各部会も今日の新聞でご存知のように、私達は今日招集してございますので、昨日の委員会では、明日招集している部会については計画通りに実施しますけれども、以降については9月1日以降にすることということで、各部会も足並みを揃えていただきましたのでご報告を申し上げます。この論議はそういうことで決定したということで皆さんにご理解をいただき、新しい知事が誕生した時点で又精力的にやっていきたいな、こんなように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。以上で報告を終わらせていただきます。

事務局（治水・利水検討室）

ありがとうございました。只今の出席委員でございますけれども、19名中17名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。なお宮澤委員さんは午後からというご連絡、それから、内川委員さんは午前中都合が悪いということでご連絡をいただいております。それは議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。

植松特別委員

すみません。その前に今の部会長のご説明に対して意見なのですがよろしいですか。

高橋部会長

意見ですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

今、高橋部会長の説明大変良く分かりました。昨日の結果。ただこの部会ではですね、前回、前々回ですか、知事に不信任案が出た時に、検討委員会とは別に部会は部会で独自にやるというふうに意見が統一されたと思うのです。部会ではそういった意見になっているのに、検討委員会

ではそういったことに決まったから、それを納得して欲しいという部会長の言い方なのですけども、それは良く分かります。ただ私ちょっと理解出来なかったのは、政治的なものがあって、利水の面の整備的なもの、財政的なものに対して、県から明確な答えがいただけなかったと、そういったことで部会長の方では一時的に中断ということだったのですけれども、その所をもう少し詳しく説明していただかないと、どういう政治的なもので、砥川、浅川はこういったものが良くて、他の所がいけないのか、それを具体的に私個人的に聞かないと、せっかく部会では皆さんそれとは関係なく黒沢にダムがいいかどうかということを、真剣に議論しているのに一時中止になってしまったと、ちょっと説明していただきたいのですけれども。

高橋部会長

はい。私は確かに今言われるように、前はそういう問題は、政治の問題はにおいて、我々部会としては粛々とやるのだよと私はそういうつもりでございました。それで昨日こういうものが出たわけですけども、そのなかで私は、ここに委員もおられますので聞いていただければ分かりますけれども、私は前向きにやりますよという答弁さえあれば、お金の問題とかそういうものは別として、砥川、浅川に拘わらず、脱ダムをしたのだから、代替案に対して県としてはっきりした全体の姿勢を示して欲しいと言っているのですよ。それに対して、はっきりした説明をしてくれないのですよ。何回も私が質問しても、聞いていただいて結構でございますけれども。私は分かりましたと。前向きにそれはやりますと。特に水道事業というのは、各町村がやっているわけですから、それに対してダムはなくてもいいよという話ですから、そういうものを県として何もやってくれないというのでは困りますよということなのです。ですから私はその辺を明確にやりますと言って欲しいと言っているわけです。それが言えないというのですから。しかもそれは政治判断というものが入るから出来ないということだから、政治判断が入ることになれば、親分がないわけですから、やっても意味が無いでしょうという、そういう判断です。はい、どうぞ。

植松特別委員

部会長の説明は大変良く分かります。それで私分からないのは、その政治的判断が何なのかということと、県の方の説明書きが一体どういうことなのか、私共は検討委員会に出ていないので分からないのですけども、どうして明解な答えがいただけないのか、その辺もし県の方で、ここでいただけるのでしたら、説明していただければと思います。その2点です。

高橋部会長

政策秘書室でお願いします。

幹事（政策秘書室）

政策秘書室の柳沢直樹です。よろしくお願ひいたします。昨日の議論でございますが、高橋部会長さんの方からその辺の利水の話が出まして、先程ご覧をいただきました資料76、これは要するに浅川、砥川に関する知事の答弁、議会における答弁がベースになっております。そこに図表

等付けさせていただきまして、こんな枠組みで今後進めたいというご説明をしたということで、昨日そのご報告をさせていただいたということでございます。それで今問題になりました利水の所も含めまして、この問題は要するに答申が出たその内容について、県としてこんな枠組みでやっていきたいというお話でございますので、昨日の私共の幹事長及び政策秘書室長のお話申し上げましたのは、この部会あるいはこの委員会の方でこういった方向でやるべきだという答申が出れば、それを最大限に尊重して、どういった形でやっていいか、その時点で又判断をしていきたいというお話を申し上げたところでございます。ですからこの中で言っている、例えばダムなしあるいは利水についてこうやっていくという、今新和田トンネルの話も出ましたけれども、それぞれの場所によって、河川流域によってやっぱり答えも違って来るだろうということもございまして、その答申を受けて県としてのそれぞれの対応を、又こういう形でお示しをしていくべきではないかと、そういうお話を申し上げたところでございます。今政治的という話が出ましたけれども、それはちょっと言葉のあやではないかと私は思っておりまして、いろいろその辺の対応について、又違った観点で黒沢川部会、黒沢川流域の対策については、そういう答申が出た時点で県としての又新たな枠組みという形になるかどうか分かりませんが、そういった対策をとって参りたいと、そういう主旨で申し上げたのでございまして、部会長さんから今前向きではないというご指摘がございましたけれども、決してそういう意味ではないと、私共は考えております。その辺をご斟酌をいただきたいと思っております。以上でございます。

高橋部会長

こういう答弁なのです。分かりますか。どうぞ。

植松特別委員

今の答弁に対してなのですけれども、私も全く良く理解出来ないですけれども、浅川、砥川の場合には答申が出たからこのようなふうの方針を決めるけれども、答申が出ないと県としての施策決められないというのであれば、僕らは議論出来ないわけですよ。正に部会長の言う通りで、こういったことがあるのだよという方法論さえあれば、利水に対していろいろなこと議論が出来るのですけれども、そういうあやふや、あいまいな態度で県がいる限り、私も部会長と聞けば全く同じ意見で議論が進まなくなってしまいます。県の方ではっきりどうするのか、そこを今決めていただかないと、ちょっと不毛な部会になってしまうと思うのですが、明確になぜどうしてそれが出来ないのか、答申を受けてやらないといけないのか、そのからくりをもうちょっと説明してもらえないのか。

幹事（政策秘書室）

からくりといえますか、私共県といたしましては、今回この検討委員会に諮問をいたしたわけでございます、その結果をみて、私共その対応を図って参りたいというのが基本的スタンスというふうに考えていただきたいと思います。その辺のところ昨日も実は検討委員会のなかで部会長さんをはじめいろいろご議論をいただいて、それではちょっと、これ以上は、というようなお話になったかと、私共理解しております。私共県といたしましては、諮問した以上、その答

申を受けてやっていかなくてはいけないのではないかということで、事前に県として、こういうことをやる、ということはちょっとお示しできないだろうという話を申し上げたところでございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

私ばかり意見言っているのですけれども、是非他の委員さんにも聞いて欲しいのですけれども、そういったことであれば私共も今結果も出せないのですよ。はっきり言って。結果を出してから、それについてどうこうするというのであれば、最初から方針を決めておいていただかないと出来ないのです、このような県の態度には私はちょっと許せないというふうに思っていますし、そのところはちょっと、部会では前回全員一致で真剣に検討委員会とは別にやろうということで決めたのに、それが出来なくなりましたと。皆さん本当に真剣に勉強して資料出していただいているのに、これでストップしてしまって、ひょっとして知事が代われば、この部会自身が存続するかどうかはまだ不明なわけですよ。今までやってきたことが何かと、それとは別に私達は公募して、この治水・利水問題やっているわけですから、これを続けるかどうか部会でもう一度、私議論してもいいと思うのですけれども、ちょっと皆さんで諮っていただければと思いますけれども。

高橋部会長

たとえば、私今利水の話しましたけれども、治水の問題だって、基本高水だって、変わっているわけですよ。そうでしょう。がらっと変わっているわけですよ。それで対策を立てる、立てると。立てていったところが、ころっと180度変えているわけですよ。何の為に今まで部会をやってきたのか、昨日さんざんやったのですよ。大熊先生もおられますので、特に高水の問題ちょっと話していただきますけれども、非常に県のやり方がおかしいのですよ。大熊先生何かコメントありましたら。

大熊委員

その前に、ここのところずっと休んでおりまして申し訳ありませんでした。全部大学の講義とか会議とかで重なっておりまして、出席出来なくて、残り3回は出席出来るなと思っていたのですけれども、どうやら又出席が不可能になるのかなと、ちょっと心配しております。今ここの資料76にありますように、2ページあるいは3ページ目の図にありますように、検討委員会といたしましては、浅川、砥川とも基本高水を下げた形で答申を行いました。それは河川砂防技術基準案に則って、今後の改修を進めていくという前提のなかで、こうせざるをえなかったということが実情でございます。総合治水対策ということで、この基本高水を超える流量が出た時にはどうするのか、いわゆる超過洪水対策というものも、本当はきちんと考えて提案していかなければならなかったと思うのですけれども、時間的な都合等も含めまして、とりあえずこういう基本

高水で河道改修をやっていこうという案にしたわけですが、ご覧のように基本高水は従来の手法のままで、一番引き伸ばしたとか、カバー率でさんざん議論したわけですが、結果的には従来の方法の基本高水を前提とした形で行うということになったわけで、途中経過はちょっと分かりませんが、全国的にも基本高水を現実的に下げた事例というものはないということ。気仙沼の所を流れている大川という川では、宮城県の検討委員会の中で、検討委員会としては基本高水を毎秒 1,000m³/s から 870m³/s に下げるとい、そういう方針を出しておりますけれども、それが約 2 年前ですが、その後具体的にそれが宮城県の中できちんと確認されたかとい、宙に浮いている状態でございます。そういったこともあるのかと思っておりますけれども、従来の国土交通省の扱っている通りの形で、今回知事がこういう形をとられたということでございます。我々はダムなし案ということを答申いたしました。ダムなし案というところは生きているのですが、こういう形になった。私としては今後大仏ダムが中止になっている薄川だとか、あるいは清川だとか、そういった所の議論を進めていく時に、考え方に於いて整合性がとれるようにしたいということがありました。そういうことで基本高水ワーキンググループとしては、この下げる案を提案して、これが答申の中に盛り込まれたわけですが、この辺ちょっと結果的に違ってきているということで、昨日もこの辺のところを指摘いたしました。ということでよろしいでしょうか。

高橋部会長

いいですか。そういうふうに政治的なものの背景があるということなのです。すべてに於いて、はい、どうぞ。

清水特別委員

そうしますと田中知事さんが失職されたのですが、県の方にお聞きしたいのですが、副知事に事務引継ぎをしているわけですね。その時にこういったダム関係の引継ぎみたいな、こういった形のものは、あったかどうか。それから私共部会、何回か行われたなかで今まで議論してきたわけですが、新しい知事に、もし例えば誕生した場合に、私達はこれで終わりなのか、継続されていくのか、その辺ちょっとあれですが、部会長の言っていることは良く分かります。これ副知事に移管されていると聞いているのですが、その辺について県の方からお聞きしたいのですが、

幹事（政策秘書室）

それではお答えをいたします。今お配りをいたしました、これはあくまでも浅川、砥川というお話今申し上げましたけれども、その 76 のペーパーの最後に、推進体制ということをやっとペーパーを付けさせていただきました。今回、浅川、砥川の枠組みを作ったわけですが、それを具体的にどのように進めていくのかということ、これ 7 月 11 日なのですが、こういった治水・利水対策推進本部というものを設置いたしまして、関係部局長のもとで、県庁横断的にその対策を考え、そして実行していこうではないかということでスタートしております。ここで見ていただきたいのは、本部長は知事でございますが、本部長代理に副知事が入っており

まして、今清水委員からご指摘ございました通り、引継ぎという以上に、その辺の中身は今副知事が中心になって進めているという状況でございます。ですから副知事、職務代理者ということでございますので、知事と同様の権限、原則的に持っておりますので、そのなかで進めているということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

高橋部会長

それから、その組織といいますか、この委員会というのは、知事関係なく条例で制定されておりますから、これは私共当然与えられた任務を全うするのは当たり前でございますので、それは委員会でも確認されております。ただ時期が時期だけに、私は8月末までに何とか案をまとめようと思いましたが、あまりにも政治的な背景があるとすれば、先程来ご意見がいただいておりますように、大きな方針もないまま、我々が作ったものが、今言ったように反対になる可能性が充分あるだろうということが想定されるということになりますと、特別委員の皆さん方に非常にご迷惑をかけるし、ということがまず私はあると思うのです。これは黒沢川部会だけでなく、委員会を含めたなかで、昨日の委員会のなかではそのまま進めようではないかというご意見もございましたし、進められないというご意見もございました。私の提案に対して、大熊先生もいろいろ考えた末、それも1つの手かなというニュアンスの発言をしていただいております。昨日の議事録まだ出来ておりませんが、ですから私は何回と無く、少なくともすべての河川について、県はそういう問題については責任を持って努力します、というこの一言だけで私は良かったわけですが、その言葉はいただけなかった。よろしいですか。はい、どうぞ。

丸山特別委員

先程来お話聞いていまして、部会長さんのおっしゃることもありますし、確かに延ばしてということも、理解できるわけですが、私共の立場として正直に申し上げまして、このところ大きな台風が2つ来ています。1つは隣の県の岐阜県で大災害もたらしたわけです。あれがちょっと山越えて北アルプスまで来たということになると、大変な被害だと思うのです。それを知事が代わるまで待っているとか、何かそんなことを言っている暇はないと思うのです。おっしゃること良く分かるのですけれど、私共の立場としては早いところ安全な治水対策、利水対策を作ってもらいたい、こういうことをお願いするわけです。それからもう1つ、前回の時、私、水道事業に対する県の財政的な負担、一般的な支援はすると言ったそうですが、問題は財政的な負担だと思うのです。財政的な負担についてどうかという話で、先程の部会長の話のなかで分かりました。分かりましたけれども、今の法律、法制のなかでどこまで見てもらえるようになっていくのか、その辺県からおいでいただいておりますので、念の為ちょっとお聞きしたいと思います。

高橋部会長

その資料は添付してございますので、のちほど説明があると思っておりますけれども。

丸山特別委員

だから今の話のなかでは、財政的な支援というものは、他の部会には分からないよということ

ですけれども、今の法律のなかで出来るのはどこまでなのか。この前お聞きしたように、簡易水道ならみるところもあるというような、ちらっとお聞きしたのですが、その辺について後で結構ですのでご説明いただきたいと思います。

高橋部会長

私もそれが心配なものですから、今朝早速来て、丸山委員の資料請求のなかにどんなものを県は書いてきているのだろうか、昨日の私の質問と矛盾しているのだろうかということがあれば困ると思って、今朝早めに来て見たのですよ。見たところがダムが出来た時の支援策なのです。ダムを造るとこういう支援がありますよという、それしか出てありませんので見て下さい。ダムを造らなかった時はこういう支援をするということを出さないのですよ、県は。ダムが出来た時の何十分の一はどうだ、こうだとしか出ていないので、それは又後で説明させますのでお願いします。

丸山特別委員

今の法律の中ではどこまでできるのかっていうのをちょっと念の為に。

高橋部会長

その他、はい、どうぞ。

二木特別委員

今、部会長さんの方から問いかけられたわけです。この部会の方向ということだと思いますが、それで植松さんも県の対応というか、説明がうまくないという話ですが、私は例えば宮澤委員、大熊先生、藤原先生はおいでいただいているが、大熊先生は2回目なのです。それで当初私は時間的に会議を半日にしていただきたいと、ところが植松さんから指摘を受けまして、それでは一生懸命やりましょうということを私は宣言をしていきました。それで先生、今大学がお忙しい、なんだかんだとおっしゃいましたけれども、ここの委員に選ばれた以上は、講義があるが学校があるがと思いますけれども、出席が出来ないなら何かの形で、文書を出すとか、我々の方へ送っていただければありがたかったなあと、このように反省をしますが、それはともかくとして、今うちの村長がこの部会は条例の元に始まっているということは、鋭意努力しましょうということは、開会の時に言ったわけですが、そこらのところが今知事さんがいないということですし、選挙も入るということで、どうかなあということは、私共も疑念をするわけですが、ところが今政策秘書室長さんの話のなかでは、なかなかその案が出てこない、私共も利水と治水をどうやるかということを勉強しながら論議しているわけですが、いろいろと代替案も出ています。そういうわけで例えばダムが出来なくて、そうすると万水川の改修をどの程度広げなくては行けないか、まだそういうのは県の方からも示されておりませんし、例えばいろいろな事業についても、今ダムありきの、多分経費とかあるいは改修費というものが出ていると思いますが、もしダムがないというような検討も我々はしなくては行けないわけですから、経費の面とか、そういうものをはっきり出してもらわないと論議する根拠がないわけですから、その点も考えると部会長のお

っしゃる通りもう少し時間をみて、この会を少し休んだらどうかというのがいいかなあというように思います。ただし台風も又来ますし、それから早く手をかけていただかないと、せっかくの計画が水の泡になってしまうということです。その点もちょっと心配ですが、部会長の話のような大勢ならば、私共もこの会は少し休んだらどうかあというように思います。私はそういう意見でございます。

藤原委員

昨日の検討委員会のなかでもう1つ話になったことがあるわけです。それは、

二木特別委員

その話はいいですからね。

高橋部会長

ちょっと聞いてやって下さい。

藤原委員

ちょっと聞いていただきたいのは、とにかく8月中に答申を何とか出したいということで、精力的にやろうということで、大熊先生も夏休みなら大丈夫だということで、8月3回あるわけですね、そういうことで8月中に答申を出すということで、10時からやるようになったわけです。ところが選挙中になりますと公聴会が開けない。特に公聴会のなかで、いろいろな議論のなかで、特定な候補者のことを何らかの形で支持もしくは誹謗中傷するようなことになるといけないということで、そうすると公聴会についての意見発表もある程度制限しなければいけないということになると、公聴会ができない。公聴会ができないと、8月中に部会でとりまとめということが出来ないだろうということで、他の部会も、それではやはり8月中にとりまとめをするということは無理で、9月以降ということになったということなのです。ですからそこら辺のところも、8月中に集中的にやろうということの意味が、そういうことで物理的に出来なくなったということで、延ばさざるを得ないのではないかということなのです。

高橋部会長

今、話が出ましたので、県の選管からの話が出ておりますので事務局の方でお願いします。

事務局（治水・利水検討室）

それでは今部会長の方からお話ありました公職選挙法との関係でちょっと。昨日も検討委員会でご説明いたしましたが、その内容についてここでお話ししたいと思います。県の選挙管理委員会に問い合わせたなかでは、基本的な考え方とすれば、治水・利水対策を審議するという検討委員会あるいは部会の目的に沿って、純粋な意味で政治的な意図なく検討が行われているのであれば、特段問題がないということであります。従って審議のなかでは特定の候補者又は候補者となろうとする者を支持する、あるいは支持しないとか、あるいは特定の候補の政策を支持する、あるいは

は支持しないというような、政治的な意図と捉えられる恐れのある発言については、公職選挙法に抵触する恐れがありますので、控えていただくのがよろしいかと思っております。それで今お話のありました公聴会についてですが、公聴会は不特定多数の住民の皆様にご集まっていただき、治水・利水について意見を述べていただくものであります。それで実際の発言内容がやはり特定の候補者の支持、擁護あるいは誹謗、中傷等を含む場合は、公職選挙法に抵触する恐れがあると、それからそのような発言内容を制限することは難しく、又発言内容を制限するのは公聴会の主旨からも望ましくないと考えられます。それともう1つ、県や市町村の所有又は管理する建物ですけれども、この建物においては選挙運動のためにする演説あるいは連呼行為を行うことは法定の個人演説会等を除いては出来ないこととされております。従って選挙が済むまでの間に公聴会を開催することは慎重を期す必要があるかということです。それから、なお検討委員会の委員及び部会の特別委員の方は地方公務員法の規定による特別職の公務員に当たりますので、特別職の公務員としての地位を利用して選挙運動をすることは禁止されておりますので、併せてご留意いただければと思っております。以上選挙の公正を期する主旨から制限があることをご理解の上で条例の主旨に沿って審議を進めていただければと思っております。こういうことで昨日もご説明いたしました。

高橋部会長

はい、どうも。そういう話もあるということで、皆さん方も特別公務員という立場を取らせられておりますので、その辺もご留意をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

田宮特別委員

私も、まだまだ議論が十分に深まっていないということ、積み残されている議論が自然環境の問題であるとか、地質の問題であるとか、いろいろと沢山あるではないかということで、8月31日で結論を出すということについては、無理があるのではないかというふうに発言をさせていただいたのですが、その時にそこでまとめないと、国の予算請求のその関係があるので、是非そこでまとめていただきたいということの部会長さんからのご説明で、それもやむを得ないかなあというふうに受け止めて、その代わりに3回であるところを4回に増やすとか、あるいは5回に増やすという形を取るなかで充分議論を尽くしていただきたいということで、了解をした経緯があるのですが、そのことについてはどうなっていくのか、予算請求の関係がね。予算請求という非常に重要な、1日でも早く、やはり命の問題を解決し、対応していただきたいということで、予算の問題に絡んでくる問題なので大事ななあ、という理解をしたのですが、ちょっとその辺が何だか無視されたような、という気がするのです。それが1点と、もう1点は先程部会長さんがおっしゃられましたけれども、良く理解できます。それで私もいわゆる利水の代替案を示す時に、これは代替案なのだから、そういう立場で我々は捉えていく必要があるのではないかと、だからそれについてかかる財政問題であるとか、そういうことは当然代替として対応していくべきだというのが、私の意見だったと思うのですが、そういうことで考えていっても、新規井戸の掘削とか、総合的な観点から関係者との調整を進め、整備手法、財政措置というのは、これは別に砥川、浅川に限っただけの問題ではないのではないかと、基本的、原則的な問題では

ないかと、すべての部会に対する。だから、そういうふうにはやはり捉えていくべきではないかなと思うのです。そうしないと答申が出てから対応するという性格のものではないのではないかと、いうふうに思います。そうしないと植松委員からおっしゃられたように、代替を求めていくという議論はやはり充分に出来ていかない、そういう問題で制約を受ける、疑心暗鬼で議論していかなくてはならないという、これはやはり県の対応は間違っているのではないかなあと、そういうふうにかえます。その辺ちょっとお答えを。

高橋部会長

ですから私は、それを昨日ですね、こういうものは県の基本姿勢でしょうと、従来からこういうものは基本的な姿勢として、知事が代わろうが代わるまいが、それは県の基本姿勢として今までもやってきたのでしょと、これからやるのでしょと、ということなのです。そのことに対して、いや答申に対しての枠組みだと、これしか言わないのですよ。聞いてくださいよ、私何十回言っているのですよ。私が答弁まで教えているのですよ。こういうふうに答弁して下さいと。そうすれば我々3部会長がここに居るので、じゃあその方針に乗って我々も粛々とやりましょうと、言っているのですよ。県は違うって言うのです。どうぞ。

宮下特別委員

知事がまだ決まらないからとはいっても、前田中知事から副知事の方へ職務が代理されているわけなのですよ。ですから基本的には変わっていないはずなのですよ。それを昨日の答弁でそういうことを言うこと自体おかしいかと思うのですけれど、その辺いかがなのでしょう。

高橋部会長

それは私言ったことで答弁していますが、先程来言っているように、植松さんから出ているように、県の方針がこんな方針の時にどうやって代替案を出すのですか、出したらひっくり返されますよ。そんな案を検討するのですか。

二木特別委員

部会長さん、いいですか。

高橋部会長

はい。それはあなた、無責任というものでしょう。

二木特別委員

ちょっといいですか、部会長さん。今いろいろ問題になったが、この間我々もいろいろな案を各委員から出しています。それでお聞きしますが、河川課でも何でもいいのですが、今の計画の改修計画はダムありの改修計画なのですよ。それで高水も、それからカバー率も全部ダムありの資料ですよ、説明の中で。それではお聞きしますが、今、室長さんも一生懸命やっているというようなこと言っていますが、質問します。例えの話です。色々あったのですが、私も、もし

ダムがなかった場合、万水川の改修はどの位かかるのですか。出来ています。そういう話も出てこなければ私共も論議できないじゃないか、それで政治的意図がないとか、あるとか、言うけれども、これは絶対ありますよ、委員の中にだって。委員の中にだってありますよ、政治的意図は。そういう政治的意図があるのだから少し中止をして、新しい知事さんができるまで我慢したっていいではないですか。どうせ今までずっと遅れてきたのだから。

高橋部会長

その中止といいますか、あれは委員会で決定になっていることですので、黒沢川部会だけが、いや違いますよと進むつもりは私はありません。

二木特別委員

部会の勉強会を少し休んだらどうかということです。

高橋部会長

ですから9月の知事選まで休みますよと言っているでしょう。そういうように決まりましたから。私は、ですから報告ですよ。ここで皆さんにいや継続するのだという話ではないですよ。

二木特別委員

だからそういう話が出たから、私の意見として申し上げたので、だから河川課でもなんでも説明して下さい、私の質問に。どの位進んでいるのか。

高橋部会長

宮下さんの意見というのは、非常に私は無責任な意見だと。

宮下特別委員

ちょっとすみません。意見というのではないのですよ。今、県の方へ問い質しているのですよ。なぜ副知事の方に職務を引き継いだにもかかわらず、県が昨日の答弁でそういうふうに変えてきている理由は何ですかということを、県の方へ問い質したので、意見ということではないのですよ。それはご理解していただきたいのですが。

高橋部会長

それは先程来、私も昨日。

宮下特別委員

ですからちょっと、やはり県の方の答弁が私も理解できないので、もう少し具体的にお話していただきたいということなのです。

幹事（政策秘書室）

大変恐縮ですが、態度を変えたとか、ということではなくて、私共の今スタンスとして、答申をいただいたその上で、ということで、部会長さんに怒られるかもしれませんが、そういうことを繰り返してお話を申し上げたということでございまして、いろいろ例えば利水の問題におきましても、前に宮澤委員さんにご指摘をいただきました通り、正に市町村の自治事務に対して県がどれだけものを申せるのかという話もいろいろございます。答申が出てやるべきだという話があるので、私共も精一杯やらせていただきたいということで、お答えを申し上げております。ですからこういったなかで、今回の枠組みもこれにとられることなく、昨日もお話出ておりましたけれども、それぞれの流域については議論をお願いしたいという話も出ておりました。ですからそういう意味で私共、黒沢についても答申を受けて県としての対応をし、いろいろ考えをし、それを推進して参りたいと、そういうお答えを一貫して言ってきたと思いますけれども。部会長さん、そういうことで間違いありません。お願いいたします。

高橋部会長

どうぞ。

青木特別委員

高橋部会長さんの考えに賛成するというか、それはもっともだと思っております。その答申が出ないと、代替施設のことについて県としては論議しないということでは、私たちも代替案を、こういうことをして欲しいということが出せない、結局はダム建設以外ないという具合にし取られなくて、検討委員会自身、この部会自身が何の為にやっているのかということになると思うのです。今この部会のあり方については、やっぱり今検討しても又県の方で考え方が違うなんてことも出てくるということで、この部会についてはしばらくちょっと様子を見るということになりますと思います。本当にダムありでこの部会を行うということ、元々のこの部会は、代替案を考える、ダムを考えるということで検討しているということで、代替案については県としては何も答えないということでしたら、この部会をやっている意味がないと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

4ページの、先程部会長さんが読まれた一番下の、総合的な観点から関係者との調整を進め、とありますが、現況では最高責任者としての知事がいないと、なおかつ選挙という情勢になると、ということでして、お聞きしていますと、検討委員会つまり答申と、それから行政との意見調整あるいは意見すり合わせ、事業のすり合わせ等が出来ないと、簡単に言えばそういうことになろうかと思うのですが、それでいいでしょうね。そうしますと部会長さんの言うように、やはり今後のことについては延期をして、9月以降で私もいいと思います。いわゆる答申そのものの意味が結果的に薄れてしまっただけでは、この委員会としての存立の意義といえますか、それも同時に薄れることになりますから、部会長さんの案で結構かと思えます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。丸山委員。

丸山特別委員

先程来出ておりまして、私も理解は出来るのですけれども、先程田宮さんから来年度の予算要求の話が出ました。一応私の経験では、来年度の概算要求は9月中というように、遅くても9月中というように承知しているのですけれども、そうするとこの部会の答申が出ない、方向が出ないということになると、又1年先送り、2年先送り、ということになるのではないかと思いますけれども、県の皆様方どんなふうにお考えでしょうか。

幹事（河川課）

はい、河川課の北村と申します。よろしく申し上げます。概算要求といいますが、国への要求のお話でございますけれども、例えば15年度、いつも同じでございますけれども、15年度の要求に対しては、7月にまず第1回の要望が取りまとめられます。それから2次要望といいますが、その後11月に改要望と言ったり、2次要望と言ったりしますけれども、そういった形で要望をしている状況でございます。

高橋部会長

よろしいですか。

丸山特別委員

そうしますと、2次要望のなかには仮に9月に答申が出れば何とか入れられるのではないかなというふうに、私は思うのですけれども、それにつけても、先程、私申し上げましたように、先だっの台風がちょっと道をそれて北アルプスの方へ廻って来てれば、この安曇野あたりは大変な被害を受けたと思うのです。ですからここに町長さんおられるのですけれども、恐らく台風が通過するまでは夜も眠れない状況ではなかったかなあと思うのです。そういう意味でも、その辺の重要さというのものも、やっぱりお互いに認識してひとつ頑張っていたきたい、そんなふうに思います。

高橋部会長

はい、私共委員会も部会もそうでしたけど、当初、9月の議会そして11月の予算要求と、こういうスケジュールのなかで一応8月までには部会でたたき台を作って、そして報告をして、委員会で審議していただいて、9月の議会までという全体的なスケジュールのなかでやってきているわけです。この知事の失職なんていう異常事態は誰も考えたわけございませんので、こういう事態になった以上、これは早速、9月知事選が済みましたら、出来るだけ早い時期に開会をしていただいて、少なくとも9月くらい迄にはまとめて委員会に報告できればと思っていますので、そういう意味でも今日は皆さんから建設的なご意見をいただいておりますので、そちらの方へ移

っていきたいと思います。よろしいですか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今日、県の検討委員の皆さんからお話し聞いたり、新聞なんか見て、大体の感じは分かってきました。私はこのダムの問題は基本的にもう政争の具にはいけないと、こういう感じで臨んできました。その結果ですけれども、最悪の結果になってしまったわけですね。そういうことで今回しばらく、8月いっぱいですが、休止するというのは妥当な線だと思います。是非、私、先程公聴会の話出ましたけれどもそれが本当にどうなるかと、本当の話、一番心配していたのです。ただもう1点ちょっと今日のお話し聞いていて心配になるのは、県の検討委員の皆さんがやっぱり検討委員会のあり方とか、答申を出した結果を知事がどう扱ったとかということで、それとあと県の態度がはっきりしないとか、いろいろこう、検討委員の皆さんもモヤモヤしたものがあられるわけですね。そういうあたりが9月になったら全て解消されるかどうかという、そこら辺を私、非常に懸念しているのですけれども、何かお答えしていただけるかどうか、本当にこのままやっていたのでは、我々は本当にまじめにやってきたのですよ。まじめにやったつもりでいますよ。地域事情出しましてね、本当にそれこそ言っではいけないことも洗いざらい出しましてね。まじめにやってきているわけですよ。それが本当に県の検討委員会へいってどうなるか分からない、又検討委員会の答申を知事がどう扱うか分からないということで、本当にこれが民主主義かと、非常に、私疑問に思うのです。ですから是非、我々がいろいろ言ってもあれだと思っんですけど、是非、県の検討委員会あたりはそこら辺をしっかりと議論していただきたいと思います、本当に。

高橋部会長

たまたま今日、大熊委員長代行がいますので、その辺についてお願いします。

大熊委員

委員長代行というのは、委員長が事ある時の代行ですので、委員長代行というよりも一委員として今までの経過を感じますと、やはり浅川部会それから砥川部会それから検討委員会等、その事務局といいますが、幹事会との間でのキャッチボールがほとんどなかったのです。結局、私、浅川部会にいたのですけれども、浅川でいくらいろいろな提案をしても、結局従来の国土交通省でのやり方しか県の方では考えていただけない。我々検討委員会としては強引な答えを出したわけですけれども、結局キャッチボールがないままきているわけです。基本的にはやはり知事が、新しく長野モデルを創るのだということであれば、やはり従来の枠組みからはずれたこともあり得ると思うのです。それに対して幹事会の方がどれだけ努力してくれるのかということが、やはり僕は必要だと思うのですけれども、今までは全くそれがなかったと言っていいと思います。ですから今後やはり、キャッチボールをして、こういう考え方で、確かに今の法律やいろいろな枠組みのなかでは、従来の考え方では出来ないのだけれども、ここをこう突けば突破口があるよとか、そういう話のなかで考えていけない限り、新たな長野のモデルというのは出来ないのではないかなあというふうに考えています。昨日も部会と委員会の関係、委員会と知事、あるいは県の

幹事との間の関係といったようなことを大分議論しました。我々検討委員会が最終的な答申を出しても、最終的には私はやっぱり知事の判断が優先するのだというふうには思っていますけれども、それにいくまでに、やはりもっとキャッチボールがあって、我々もそれなりに納得できればいいのですが、今回のこういう結果をみますと、あっ我々のやった事は何だったのかなというふうに、やっぱり思ってしまうというのは事実であります。そんな感じを持っております。

高橋部会長

はい、その点についての議論はやりました。一番問題なのは、賛成、反対を決を採るのかという問題も出ました。基本的には委員会も部会も決は採らないという前提で進めましょうと、こういうことでした。はい、どうぞ。

植松特別委員

1つだけ確認ですけども、この検討委員会なり部会は前知事の脱ダム宣言を受けて設置されたものということで、今やっているのですけれども、そういった中で、ここに居る委員の方全員、知事の方針がどうであろうと、ここに黒沢のダムが必要かどうかということを議論してきたかと私は思っています。そういった中で、もし知事がこの9月1日以降代わった場合ですね、あるいは代わらない場合でもいいのですけれども、新しい知事が、例えばこういった検討委員会について、もういらぬよと、ダムを進めるよと言った場合に、この部会はどうなるのか、そういったこともこれ出てきますからね。知事の方針で、条例で検討委員会設けるということあるのですけれども、新しい知事が出てきて、又、新しい条例等できたりして、この検討委員会自身はもうやりませんよと、ダムを進めます、そういった方針になった場合にこの部会はどうなるのかと、そこだけちょっと確認をしておきたいのですけれども。どなたか、そういったことで。

高橋部会長

私は答弁する立場でないので、答弁させますけれども、私は、自分の考え方でいけばですね、知事関係ないと思うのですよ。それは県の条例で制定しているものであるから、条例そのものは生きていると思うのです。私は、自分の考え方で、いいですか。部会長とかいう話ではなくて、どんな知事が代わっても全体的なそういった改革というのは180度変わるとは、私思っておりませんよ。そういう意味では、私は条例が生きているのだから、全部ダムやりますよという話にはならないのではないかなと思います。政策秘書室がきていますので答弁させます。

幹事（政策秘書室）

非常に答えづらい、正直に申しまして。というのは新しい知事がどういう判断をするかというのは、もちろんあると思います。ただ原則的には今、部会長さん正におっしゃった通りで、これは条例に基づいて設置されておりますので、粛々と進めるべき話ではないかというふうに考えております。それと先程から大熊先生にもご批判いただいたのですけれども、先程示しました枠組みそのものも、県とすれば最大限答申の内容を尊重して、そのなかで現実的なものも加味してやらせていただいたということは是非ご理解を。決してまるっきりひっくり返したということでは

なくて、答申を本当に尊重しているところでございます。そしてもう1点、先程、青木委員さんからお話ありました、ダムなしの話を全然出さないのか、といった話でございます。それで今日は、私共の幹事会の立場だけちょっとお話をさせていただきますけれども、ご承知の通り、これ最初にも申しました通り、幹事会は委員を補佐するというので、当然部会委員も補佐をさせていただきます。それで具体的にこういう問題について絵を書いてくれとか、こういった問題についてはどうなっているのかとか、そういうご指摘があればいくらでも私共作業員としてお手伝いをするけれども、その前に予見として幹事会の方からいろいろなものを、こうすべきだというふうに与えるのはまずいではないかと、それが出発点でございました。それだけにご承知をいただきまして、当然、そのものがダムありき、なしなんて関係なく議論を進めていただいていると思っておりますし、私共それに対して、そういう立場でご協力補佐を申し上げていきたいということでございますので、その辺はご理解を賜りたいということでございます。よろしくお願いたします。

高橋部会長

はい。委員会になっちゃったな。

藤原委員

さっき植松さんが言っていたのは、ちょっと事実が違うのではないかと。要するにこの条例は、脱ダムでもって知事がつくったのではなくて、脱ダム宣言を受けて県議会の議員が議員提案でつくった条例ですから、もちろん条例は期限がないのですが、知事が代わろうと、この条例はそのままになっていると思います。議員の方がこの条例を廃止するという手続きをとればなくなりますが、それ以外にはこれは県議会議員が議員提案でもってつくった条例ですから知事とは関係ないというふうに思います。それからもう1つ、宮澤さんが今日出ていけばきちっと話して下さったと思うのですが、この枠組みというのは、答申を受けて相当私たちが意図しないようなことまで書いてあるので、そういうような枠組みというのを、一方検討委員会で議論している時には全く県の方で提示しなくて、それを受けてこういうものが出てくるとすれば、早くからこういうのを県は持っていたのではないかと、もし持っていたならば、それをもっと早く部会にも、検討委員会にも示すべきだということを、宮澤さんは強く何度も言っていたのですね。しかし県はいやありませんでしたと、しかもありませんでしたとは言わないで、ぐじゅぐじゅ言っているの、ないなら、ないと言えということで、やっとなんか、ありませんということに、ただもう一人の委員の方から、でもこういうことが出来るのだったら、ダムなしの案を県は全部の部会について出せという要望をしました。しかしそれは、あれ決まらなかったのですか。

高橋部会長

決まらない。

藤原委員

決まらなかったのですね。しかし、そういうものを出すべきではないかと、もし持っているの

であれば、という話も出ましたので一応紹介しておきます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

大熊委員

我々の答申をある程度評価していただいて、ダムなし案という形になったということは認めますけれども、ずっと議論の過程で県の立てた計画は最善であるという、議論を十何回やった後で、なおかつ言っていたのです。そういう経過の中で、それは今、充分答申を汲んだと言いますけれども、過程の中でやはり幹事会と委員との間に、やはり不信感が今まで残ってきてしまっているというところがあるのです。結果としてこういうものが出てくるから、益々、前もって出してくれば良かったのではないかとかいったような議論が出てくるので、やはり今後、今おっしゃったようにもうこれからは中立的にきちんとやりますとおっしゃったから、安心しておりますけれども、私は今まで決して中立であったとは思っておりません。幹事会のあり方がですね。片方に片寄っていたというふうに私は解釈しております。これから徐々に変わっていただければというふうに期待しております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。

二木特別委員

部会長さん。私、さっき質問して、河川課でも何でもいいで説明してくれと言ったのだけど、そういう話がないのですがね。例えば、この検討委員会のいろいろのなかで、ダムなし案が、そういう様子のもが出ています。意見の中で。当然これ始まったのが、今7月ですが1ヶ月たっているのですよ。そのなかで当然ダムなし案が、こういう形ならこういう概算でもいいですけども、何メートルでどうだと、あるいは柱の高さは今度どのくらいにしなければいけないと、経費についてはどのくらいにしなければいけないというものを、研究しているかどうかと、研究はしているけれども数字として出ているかどうか、又我々の言っていることに対して、どう対応してくれたか、今日私は質問するつもりでいますけれども、それが答えられないということになれば、今部会長さんの言ったように、政治的意図があるというように解釈されてしまいますよ。だからその答えいいですか。

高橋部会長

どうぞ。

二木特別委員

お願いしたいです。河川課長さんでもいいし、政策秘書室長さんでもいいし、誰だってできるじゃあないかい。いいです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

皆さんね、県の人達は我々の方の答申が出てからやるっていうけれども、それでは遅すぎるのですよ。論議にならないのですよ。全部この方はいろいろ意見を持っているけれども、折衷案も出しているのですよ。ダムなくてもいいという人もあるのですよ。だから最終的にはどういう形で出てくるか分からないではないか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所長）

建設事務所長でございます。ダムなしのコスト、要するに積算ということでございますけれども、過日現場を見ていただきまして、その中に前回ですか、標準横断図へ、広げる場合、下げる場合等々の断面は示させていただきました。ただコスト積算、要するにお金の方の積算はまだ現在しておりません。

高橋部会長

よろしいですか。本題の方に、その辺には入っていく予定でございますので、前々から言っておりますけれども、何案も試算させるというのは非常に効率が悪いから、ある程度1本に絞ったなかでの積算をさせたいというのが、私の考えでございます。財政ワーキングも大変でございますので、その辺をご理解願いたいと思います。では本題に移らせていただきます。

大熊委員

本題に入る前に、私の方から先に。先程から2点ほど岐阜の事例が出ておりますけれども、この前の台風をどう評価するかということなのですが、私はあれだけの台風がきて日本全国的にはやはり治水安全度はかなり上がっていて、被害はかなり少なかったというのが私の解釈です。岐阜の場合はですね、元々遊水地のところなのです。越流する堰がありまして、元々遊水地になるところに家を建ててしまっていて、溢れてきて被害が出たということで、あれは言ってみれば必然的なところがあります。それから一昨年の名古屋での大きな災害の場合も、あれも元々越流堤があってそっちの方に水が行くようになっているというようになっているなかで起こっている災害でもあります。その辺ちょっと過去からの経緯を引き継いで、ああいう事態が起こっているということを、ちょっとご理解いただければなと思います。それから私の出席についてですが、やはり一言、皆さんからご理解いただきたいと思っております。大学で私はこういう仕事をするときには、一応学長まで上げて最終的には文部科学大臣の認可を得てこういうところに出席しております。その前提がやはり公務に支障が無いこと、ということが条件となってやっ

ております。今現在私は大学の中で学科の主任ということをやっております、学生の就職問題からなにか全部扱っております。そういうことで、正直申し上げて毎日分刻みのような状況の中で仕事をしておりまして、やはり公務の方を優先せざるを得ないということで、それだけのご理解いただきたいというふうに思っております。

高橋部会長

失礼しました。先程言おうと思いましたが、前回にもメールをいただいておりますので、皆さんにご報告を申し上げてご理解をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。はい、どうぞ。

田宮特別委員

最後になるかも分かりませんが、こういう事態になったことについて、なるべく私の感情は出さないようにということで、議論に参加しているつもりなのですが、どうも気持ちの上ですっきりしないのですよね。というのはこの検討委員会ができて流域部会ができてという経過は先程藤原先生からおっしゃられたように、色々県議会の中で決められていった、という経緯があるわけです。そして条例は生きているというふうにおっしゃるのですが、結局浅川と砥川の答申を受けて知事の不信任が出ているわけですよね。しかし実際にはその後、その時点でも黒沢もそうですし、郷土沢もそうです。上川も部会は開かれています、進んでいるわけですよ。そのことをどうして考えていただけなかったのかな。と。浅川と砥川だけで不信任というね、そのことではなくて、やはりもっと実際にはその流域のところで議論が進んでいるのだと、そういうこともよく見る責任が県議会にはあったのではないかなというふうに考えているわけです。そのことをどうしても一言、言わないと自分の気持ちの中でこういう事態を招いたことに対してね、じゃあどこに問題があったのかということは、はっきりさせるべきではないかと、いうふうに私個人は考えます。個人の意見です。

高橋部会長

はい。それはこの部会ではちょっと論議できませんけれども、私達はこの前、私申し上げましたように県政がどうあろうと部会としては粛々とやっていきましょうよ、と皆さんにお約束をした訳です。ですから昨日まではそのつもりでございました。しかしこの内容をみたときに我々はこんなに真剣にやっているのに皆さんは分かっていたいただけますか、評価してくれますかと言いましたよね、評価しないというから、評価しなくても結構ですと私は言いましたけれども、こんな無責任な枠組みを作っていて、砥川と浅川にしか回答しません。なんて言われれば、皆さん何やったの、大前提あって我々やっているわけですから、あまりにもひどいのではないのでしょうか、ということなのです。ですから、そうであるなら、政治的な意図があるのですよ、はっきり言って。見て下さい、先程来、基本高水の問題だってそうでしょう。ですから政策秘書室で決めたものなのです。技術屋は入っていないと思います。私は、私の考えでは、そういう様に私なりに昨日も言っておきましたけれども、まあそれはあまりね、愚痴になってしまうので、今言われましたように私達は白紙の状態でもいますし、県政の話は私に言われても分かりませんので、

ごうがわきますのでゆっくりまた別の席上でやって下さい。

丸山特別委員

大熊先生にお聞きしたいのですけれども、今、岐阜の災害に遊水地とか越流堤の話が出ましたけれども、私の記憶では遊水地のなかにはね、人家は造ることは出来ないし、ある場合には移転しないとその遊水地は機能しないといふうに理解しております。越流堤についてはちょっと良く知りませんが、その辺はどうなのでしょう。

大熊委員

治水計画上、遊水地というふうになっていないのですけれども、歴史的にずっとそういう形で現実的には遊水地的になっていて、過去の経緯の中で堤防の低いところがあってそこから溢れる構造になっているということでもあります。

丸山特別委員

それは正式には遊水地と言わないと思いますね。例えば渡良瀬遊水地みたいなところは大きな村がね一村全部移転しているでしょう。そうでないと遊水地は機能しないと、水門も開けていないと思うのですよ。ですから今言った昔からのそういうのは、あるかもしれませんが、いわゆる正式な遊水地ではないのではないのでしょうか。

大熊委員

もちろんそうです。

丸山特別委員

ですからそういうことから岐阜の災害は起こるべくして起こったということ言われますけれども、長野県だってそういうような所、いっぱいあるのではないですか。ですからあの台風がこちらに向かってくれば、当然岐阜と同じくらいの災害が起きたと思いますよ。

大熊委員

それは又、別の議論でいたしましょう。ここでの議論ではありませんので。

高橋部会長

よろしいですか。それでは入らせていただいてもいいですか。それでは事務局、お願いします。

事務局（治水・利水検討室）

では資料の確認ということでお願いしたいと思います。右肩に番号が振ってございますが、64番から65、66、67、68、69番、A3になります。70番が新聞のコピーです。それから71番、72番、73がA3になります。74、75、76ということで、番号で確認いただければと思います。もし無ければお手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。それでは進行の方を

お願いしたいと思います。

高橋部会長

はい。それでは本日の議事録署名人は二木委員と宮澤委員のお二人にお願いします。前回皆様から治水・利水対策案についてご提案いただきました。これらの提案を基に部会案をとりまとめたいと思います。とりまとめの審議の前に資料請求に対する説明を受けたいと思っています。まず環境についての資料説明を扱いますけれども、植松委員さんから資料請求のありましたクマタカ調査について、天然記念物に関する法的措置について、ホソバノツルリンドウ保全対策について、水生生物調査について、一括して幹事より説明をお願いします。豊科建設事務所。

幹事（豊科建設事務所）

それでは資料64 からお説明したいと思います。クマタカ調査について、ということで、クマタカの行動圏調査については下の調査方法という表に基づいて調査の方を実施しております。調査期間につきましては平成12年12月から平成14年3月現在までで評価をしてございます。調査回数におきましては15回調査の方を行っております。なお、行動圏調査に際しましては事前に飛来調査を行い、行動圏調査が必要な種及びペアの抽出を行っております。(1)の行動圏・狩場でございます。行動圏につきましては調査期間内に359例のクマタカの行動を確認してございます。その行動圏は南黒沢流域から、北黒沢川流域を含む範囲となっております。狩場につきましては調査期間内に確認した行動のうち、探餌及び狩り行動は62例ございました。改変予定地での探餌及び狩り行動は確認されておられません。また改変予定地周辺におきましては16例確認しております。ここで改変予定地とございますが、改変予定地につきましては現ダム計画のダム本体による影響部分と、付け替え林道に関して影響がある部分でございます。また、改変予定地周辺につきましてはそれら改変予定地から概ね500mの範囲の部分指しております。また、探餌及び狩り行動の抽出におきましては下の表の行動抽出基準に基づいて抽出してございます。続きまして(2)の昨シーズン・今シーズンの繁殖状況でございますが、昨シーズン2001年におきましては繁殖に成功したのを確認しております。これにつきましては平成12年の3月に抱卵を確認し、その後調査を継続しまして、平成14年の3月営巣木周辺で幼鳥を確認しております。また今シーズン2002年につきましても平成14年の7月現在繁殖を継続中ということでございます。続きまして(3)の幼鳥の行動範囲でございます。平成14年3月までにおけます幼鳥の行動範囲は営巣木を中心とした78haの範囲に及んでおります。幼鳥の行動範囲につきましては改変予定地周辺の外縁部で一部重なる部分がございますが、その面積は4ha程になっており、行動範囲の約5%程度になっております。(4)の保全対策でございますけれども、クマタカの行動圏には、その機能・重要度などにより内部構造というもの存在するといわれております。これにつきましては、下の表クマタカの行動圏内部構造とその機能に各内部構造における機能がまとめられてございます。保全対策を検討する上ではこれら行動圏内部構造に応じた対策を検討する必要があるとされております。本調査では現地調査で得られたデータを元に行動圏内部構造を把握するため、現在平成14年度におきましても現地調査の方を継続しているところです。続きましての現地調査による行動圏内部構造の特定方法でございますけれども、それら行動圏の内部構造に

おける鳥の猛禽類の機能、それらに対する行動パターンというものが表のところでもとめてございます。続きまして の行動圏内部構造と改変予定地及び改変予定地周辺との位置関係でございます。巣立雛行動範囲につきましては概ね現段階でのデータから推定しますと78haほどございますが、それにつきましては改変予定地周辺との位置関係では一部重なる部分がありその面積は約4haとなっております。また改変予定地との位置関係では現段階では重ならないというふうに推定しております。また繁殖テリトリーにおきましては約350haございますが、改変予定地周辺との位置関係では一部重なる部分があり、その面積は約10haとなっております。改変予定地との位置関係では重ならないというように推定しております。またコアエリアにつきましては約1200haの範囲となっておりますが、これにつきましては改変予定地周辺との位置関係では、改変予定地周辺部分の約172haで重なっております。また改変予定地につきましても約7ha部分が重なっております。 の保全対策案でございますが、改変予定地周辺につきましてはコアエリアと重なっていると推定されておりますので、改変される面積に応じて、自然植生回復措置などによる代償措置を検討していきたいと考えております。また巣立雛の行動範囲や繁殖テリトリーとも隣接するため、工事時期・工法なども検討するようにダム計画の方では計画しております。下の表は今回の猛禽類調査に関しまして参考とした文献を一覧として載せてございます。続きまして資料65 天然記念物に関する法的措置ということで、こちらの方を説明したいと思います。今回黒沢ダム計画におきましては注目すべき種というものを選定しておりますが、その中に国の天然記念物というものは含まれておりません。国の天然記念物というものは含まれておりませんので、文化財保護法そのものの適用はございませんけれども、資料20の方でも、ご説明しましたが、県の天然記念物としてモモンガ、コヒオドシが注目する種として選定してございますので、長野県の文化財保護条例というものが関連する条例として挙げられます。この条例によりますと、天然記念物の現状変更等については制限があり、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為を行うものは、教育委員会の許可を受けることが必要とされています。ただし、保存に影響を及ぼす行為でも軽微な場合は、事前の届け出のみとされております。これにつきましては文化財保護条例の第13条のところに現状変更等の制限ということで、記載されており、下の表のところでも条例の抜粋を記載してございます。今回の場合、モモンガ、コヒオドシそのものの捕殺というものはありませんけれども、モモンガの営巣している木ですとか、コヒオドシの食草や卵等への影響の可能性は考えられます。モモンガにつきましては現地調査によって分布状況や営巣木等を確認しておりますが、継続して繁殖状況等について調査を実施しているところです。またコヒオドシにおきましては、平成12年度に現地において生物相調査というものを行っており、その時点では種の確認はされませんでした。今後詳細調査を行い、保全策等についても充分検討を行うこととしております。このような調査検討によって環境への影響軽減策を考え、教育委員会と今後また協議を行っていききたいと考えております。続きまして資料66 のホソバノツルリンドウ保全対策の資料でございます。保全に関する考え方としまして、ホソバノツルリンドウにつきましては個体群の保全を課題としてとらえております。そのため、平成10年度からの文献調査に引き続きまして現地調査、各種試験を継続して実施しております。実現可能な方策を検討しているところです。事業の方向性が出た段階で、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に従いまして環境に対する影響の緩和を考慮し、回避、最小化、修正、低減及び代償の順

に検討し、有効な具体的な方策を検討していきたいと考えております。ホソバナツルリンドウの播種・移植試験につきまして、現在のところ、ダム計画においては、ダムの詳細設計というものは行われておりませんので、影響の程度は明確にはなっておりません。しかし取り付け道路(案)の検討の中で、ホソバナツルリンドウ自生地への影響の可能性がありましたので、移植等の代償措置についても検討しているところです。ホソバナツルリンドウにつきましては、種の基本生態というものが学術的にもはっきりしていませんので、移植技術の方も確立されていません。播種による増殖や移植技術検討のための試験など様々な方法を現在検討しております。現在までには以下の2点のことがわかってきております。まず1点は播種試験の結果等から種子からの増殖は容易ではないということがわかってきております。また2点目としまして、移植の方法としましては1株ごとの移植よりも、ある程度の面積の表土ごと移植した方が出芽する結果となっております。これにつきましては平成13年度の移植試験で、このような結果になっており、現在継続してモニタリングをしているところでございます。続きまして資料-67 水生生物調査についてということで、水生生物調査の実施状況でございますが、水生生物に関しましては平成12年度に行いました生物相調査の中で、調査範囲内に8地点の調査地点を設置しまして、それぞれの場所で生息する種を把握しております。調査範囲内に生息する種構成は概ねその調査で把握したと考えておりますけれども、水生生物に関する注目すべき種、これらにおきます詳細調査の方は現段階では実施しておりません。ですので、これら種の生息範囲や生息量等詳細については把握しておりません。対象種と生息状況ということで、黒沢川における生息状況について、現段階でのダム計画におけます湛水予定範囲内と湛水予定範囲外における生息状況を表にまとめてございます。ムカシトンボにつきましては、両方のところで確認しております。またニッポンアミカモドキにつきましては、湛水予定範囲外の部分で確認をしております。オオナガレトビケラにつきましては両方の部分で確認しております。またツマグロアミカなどアミカ類につきましても両方の部分で生息を確認しております。また広域的な生息状況といたしましては、ムカシトンボにつきましては流水のある安定した溪流に分布しているといわれておりまして、長野県のほぼ全域で記録がありますが、産地は限られているというようなことがいわれています。又ニッポンアミカモドキにつきましては近年の調査により、県内の各地の溪流に分布することが明らかになってきております。オオナガレトビケラにつきましては、長野県の中南信での産地が確認されてございます。アミカ類についてはオオナガレトビケラと同様に流水の豊富な溪流に生息しているということが言われております。これら生息状況につきましては、欄外の1から3に記載してある文献から引用してございます。今後の対応等でございますが、ダム計画によりまして、湛水などにより生息場所が減少する可能性はございます。今後事業の方向性が定まった段階では、注目すべき種の詳細調査の方を実施しまして、生息範囲やまた生息量を詳細に把握して、更に専門家の意見を聞きながら影響の最小化等の保全策を検討していきたいと考えております。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何かご質問ございましたらお願いします。はい、どうぞ。

植松特別委員

いくつかあるのですが、それぞれの項目ごとに質問していったほうがいいですか。まず資料64の方ですね。3ページの保全対策案ということですので、改変予定地周辺はコアエリアと重なるため、改変される面積に応じて、自然植生回復措置などによる代償措置を検討する。この自然植生回復措置とは具体的にはどのようなことを今検討していますか。それをお答え下さい。

高橋部会長

1個づつやっていますか。

植松特別委員

それぞれ項目ありますので、その方がわかり易い。

高橋部会長

ではお願いします。回復措置について。

幹事（豊科建設事務所）

まだそれほど具体的に検討はなされておらないのですが、たとえば切土・法面等をですね、既存の種のもので再生するとか、あと今、林道なりを付け替えしますと、必要では無くなる林道の部分があるといいますが、付け替えしますと、今、道になっている部分でそのまま残る所があるので、そういうところを緑化していくとか、そういうようなことを考えております。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

そのことなのですが、コアエリアが約15%周辺地と重なっていますよね、そういったことで、それだけの法面とか林道ですね、植生回復だけで本当にそれが回復した代償措置といえるのか、というのは周辺、この上の方は森林整備等は今まで委員会でも出ているように、ほぼされているわけですね。その中でそれだけのことをやって、それで本当に言えるかどうかということなのですが、それについては、

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

今一応考えている例を申しましたけれども、やはり非常にクマタカのことなので、微妙な問題なので、やり方についても植松先生、専門家なのですが、専門家のご意見をよく聞いて、なるべく影響を減らす方法を検討したいということで考えております。まだ十二分に専門家のご

意見を聞いたわけではないので、これから聞いて検討していきたいと、こういうふうに考えております。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

ではそのことは了解です。次 65 番、天然記念物に関する法的措置ということで、これ2つの種類が対象に入っていて、モモンガとコヒオドシということなのですが、まずコヒオドシに関してはですね、上から6行目に書いてある場合、7行目ですか、コヒオドシの食草や卵等への影響はあることが考えられる、とあるのですが、これはもう完全に影響はあるのですが、この影響に対して具体的にはどのようなこれも代償措置、あるいは法的措置を考えているのか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

先日資料20で、ご説明しましたけれども、現況調査をして、一番影響として長い時間かかるだろうと思われるクマタカのことと、ホソバノツルリンドウをまず優先的にやっている状況でございます。本当はダム事業のなかでですね、平成13年からこういうモモンガとかコヒオドシとかもっと詳細に調査をし、検討していく予定でございました。ただちょっと予算の関係でダムが一応ストップということになったので、予算付けがされなくなりまして、現在環境調査も本当に最低限のものだけになっておりまして、まだそこまで検討しきれていない状況でございます。

植松特別委員

今の答弁に関してなのですが、これは前回も言ったのですが、こういったダム事業計画を立てる前にいわゆる計画段階での環境アセスというものは今は時流であり、これは常識なのですが、それをしていなくて最初にダム軸を作ってから動植物調査を始めたということで、はっきり言ってこれから事業が進んでから色々な代償措置を考えるということで、逆転だと思ってしまうのですが、これはまずもう一度言いますが事業計画を立てる前に最初に環境調査をしていただきたかったということです。この天然記念物に関することなのですが、今まで色々な開発のところで天然記念物出てきたと思うのですが、そういった場合、教育委員会はこれに対してどのような決定をしてきたか、どのような対策をしてきたか、その事例はありますか。

幹事（豊科建設事務所）

すみません、私どもでは現在は把握しておりません。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

では是非ですね、文化財保護条例の4番にあるように、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。いわゆるこういったものの保護に対してですね、法律ではないのですけれども、条例では許可を取り消すことができるとまで言っている訳です。そういったことも含めて今までの事例、そういったことも次回、是非資料として、次回が9月になるのか分かりませんが、資料としてですね、いわゆるこれは長野県だけではなく、他の県も含めてですね、天然記念物に対する事例ですね、県だけだと非常に事例、少なくなってしまうので。

高橋部会長

ちょっと確認しますが、取り消された事例、ということでしょうか。

植松特別委員

取り消された事例も含めて、こういった場合にはどのような対策を練ってきたのか、天然記念物がですね、開発地域に拡張地域にいた場合には、教育委員会は条例としてどのようなことをやってきたのか、あるいはこれはもし県なのですけれども、国の場合にはまた違うと思うので、あくまで県で構いませんので、県レベルの。

高橋部会長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

県の条例のレベルということですかね。法は今申し上げました、無いということなので、法上の天然記念物は無いので、県条例持っているところで、条例に載っているものに対してどういう措置をしてきたかと、そういう意味でよろしいでしょうか。

植松特別委員

はい、それでいいです。国のも出していただければ良いのですけれども、ここに国は無いものですからね、県ので構いません。あと続いて資料66、ホソバノツルリンドウの保全対策ですけれども、これについては私前回は質問したのですけれども、これが失敗したらどうするのかと。今現在モニタリングしているわけですが、移植は出来なかった場合には、その場合どうするのかと。もう代償措置はやっているわけですからね。というのは環境に対する回避・最小化・修正・低減・代償の一番の最終段階の代償措置について今は実際にやっているわけですが、これは出来なかった場合、失敗した場合にはどうするのか、その辺。

高橋部会長
どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

まだ付け替え道路もですね、設計が詳細に上がっている訳ではないので、できれば回避ということ、もしくは最小化ということも考えて参りたいと当然思っている訳なのですが、どうしても群落をみるなかで、あたりそうだということで、移植についても、時間がかかりますので、今実験をやっているということでございます。それで今の段階では発芽している結果もでているので、いけるかなというような認識は持っていますが、もっと、調査をしてですね、専門家の意見もどんどん聞いて、より良い方向を探っていきたいと。ただ、いずれにしても最初はまず影響を減らしていくことを考えたいと思っております。

高橋部会長
はい、どうぞ。

植松特別委員

今のお答えなのですけれども、詳細設計が行われていないということでしたのですけれども、さっき二木委員さんからもあったのですけれども、詳細設計が行われていないということなのですけれども、もうダムについてはですね、ほぼダム軸も決まって大体設計決まっていますよね。なのに事業の詳細設計が行われていないということは、取り付け林道もまったく決まっていないわけですが、あくまでもそういったものは出来ていると思うのですけれども、詳細設計は。

高橋部会長
どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

ダムもですね、ダム軸はここでいいのではないかと、いうところまでが決まった段階で、では構造がこういう構造というところの詳細の図面まで出来上がっているわけではありません。道路についても後で改変面積の資料出ますけれども、概略でこういうルートであれば道路の構造としてはいけるというところまでございまして、後そこで本当にちゃんと測量をしてどの位の切り盛りがあるとか、盛土はどのようになるのか、切土はどうなるのか、そこまではダムについても、道路についても出来ていないと、いう状況でございます。13年度のとくに環境調査と並行して詳細測量を進めるということで予定しておりました。

高橋部会長
いいですか。はい。

植松特別委員

最後に資料-67 ですけども、これに対して注目すべき種類がこれだけ出ていますし、湛水予定地内、湛水予定地範囲外ということであるんですけども、これが湛水予定地内では多くのもの、3種類いる、アミカ類はたくさんいるんですけども、湛水した場合にははっきり言って、これらに対して影響は出るのか出ないのか、それともいなくなるのか、いなくなるのか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

私どももそれほど専門家ではないのですが、湛水したら影響はないとはいえないと思います。やはり出るのではなからうかと思っております。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

そういった影響が出た場合ですね、それに対してどのように考えているのか。

幹事（豊科建設事務所）

やはりこれからですね、分布状況とか詳細調査を行って専門家の意見を聞いて、どうやれば最小化できるのか、影響を。そういうことで対応して参りたいと、このように考えております。

高橋部会長

よろしいですか。

植松特別委員

非常に言い方がいけないのですが、役所的な答弁なのでですけども、まだ生物というものは私から言えば理解しないというお答えだと思っております、いわゆる湛水された場合にですね、周辺の環境も変わるわけですよ。いわゆる湛水することによって空間も無くなると。で植生等も違ってしまふと。そういったトータルで環境をみた場合にこういった水生昆虫、あるいは鱗翅目、蝶類ですね。猛禽類も含めて全てに対しては非常に大きな影響が出ることは、確実です。どのような影響かは分かりませんが。そういった意味でただ一つ一つ湛水するからいい、移植すればいいと。これ長野オリンピックのときにですね、カンアオイ、白馬で移植してそれがモニタリングして実際にはいい結果ではないことを含めてですね、やはり成功していない訳です。単なる移植するだけではそのものを残したことにはならないわけですよ。そういった考えがなく、ただ単に移せばいいという、そういった考え方で今お答えですからね、これも 67 の最後に書いてあるんですけども、今後事業の方向性が定まった段階で注目すべき種の詳細調査という

ふうにやるのですけれども、事業の方向が定まる前に、こういったものをどうするかというものをやはり考えていかなければいけないと、先程言ったように。是非その辺も含めてですね、今ここではなぜか環境の問題、地質の問題、一番最後に回ってしまっているのですけれども、もう一度ですね、次回9月以降この部会がありますけれども、そちらではトータルな環境という意味で是非議論をしていただきたいと。今日は資料報告だけということではいけませんけれども、そこだけ私の意見として述べておきます。

高橋部会長

はい、分かりました。私の方でいいでしょうか。今のお話を聞いていますと、環境アセスというのはダム案といいますが、方針が決定しないと予算がつかないから出来ないというように、私は受けとったわけですが、例えばダム案が駄目であっても代替案というようなものが出てくるわけですが、今言われているように、事業の事前に環境アセスが予算的にできないのかできるのか、いずれにしても先程丸山委員からも出ておりますように、一日も早くという今要請があるなかで環境アセスが出来ない、予算がなくて出来ないということになれば、逆にそっちの方から計画が遅れていくというようなものもあるわけですが、別に予算をとって環境アセスはダム関係なく変更出来るものかどうか、出来ないのか。この辺をちょっとご説明いただければありがたいとおもいますが。

幹事（河川課）

河川課でございますけれども、今ご説明したのは、いわゆるダムの計画とそれから並行して環境の調査もやってきているのが実態でございます。そういう中で現在ダム計画というのが足踏みしている状況でございますので、そういう中で調査費というものも具体的に必要な調査費というものも計上できない状況にあるということでございます。根本的に環境の問題について、今確かに委員さん言われたような方向のなかで、色々な事業の前にやろうという動きといいますが、そういった検討は現在されているという状況にあるというふうに認識しております。

高橋部会長

では私の方でもう一点政策秘書室に聞きたいのですが、政策秘書室というのは脱ダム宣言をしているわけですから、代替案という考えがあるわけですから、当然今の予算措置というのは検討しておりますか。

幹事（政策秘書室）

現在の段階ではしてありません。

高橋部会長

非常にこういう無責任なやり方なのですよ。はい、どうぞ。

植松特別委員

もう一つだけお聞きしたいのですが、今土木部とですね、政策秘書室のお答え聞いたのですが、生活環境部・環境自然保護課そちらの方ではですね、県として、こういった問題についてどのように考えているのかちょっとお聞きしたいのですが、

幹事（環境自然保護課）

生活環境部・環境自然保護課の佐藤と申します。よろしくお願いします。最初のレッドデータブックの関係の話もあったのですが、希少種と開発というような形になっておりますので、県の考え方としましては、一つダム自体、環境アセスの対象ではないのですが、先程何回も説明がありましたとおり、県としましては、環境に与える影響を、必要最小限にしていきたいということで、県で環境アセスのマニュアルを作っております。土木部、あるいは建設事務所の方にこのマニュアルに基づきまして、回避・最小化・代償等の措置をとっていただいているということを考えております。原則として、保全対策で影響が、出来るだけ少なくなるようにということで、事業者が実行可能な範囲内で、出来る限りの配慮がなされていることについて、お願いをしているという段階でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

やはり県は、オリンピックの際、自然保護研究所をつくった通り、自然環境に非常に配慮した施策をとってきたわけですね。それなのにあくまでも今いったような配慮、といいますかね、ただであって、環境自然保護課として、ここをこうしろ、とかですね、そういった方針は無いわけですね。あくまでも河川課、土木部の方の方針が優先であって、それに対して追隨的に意見を言うだけであって、こうしろ、と。こういった問題、天然記念物であり、希少生物であり、環境であり、そういったものが非常に重大な影響を受けるのに、それに対してその程度の意見しか無いわけですか。それとも強い方針。

幹事（環境自然保護課）

個別の案件についてはですね、色々ありますけれども、環境に対する影響を少なくしたいということについては、我々も努力しております、そのなかで、環境影響評価の技術マニュアルと、こういうものを一応整備しましたので、現在の段階はですね、この一つのマニュアル、これが一つのオーソライズされたものですので、これに沿ってやっていただきたいというふうには考えています。

植松特別委員

例えばですね、今政策秘書室に対してですね、いわゆるちゃんとしたアセス並のですね調査をするようにという提言とかですね、そういったことはする予定はありますか。今言ったようにこれだけ重要な問題で重大な影響が出るのに、政策秘書室はなにも予算をとっていないと。そうい

ったことに対して、世論家としては、私はまあして欲しいと、するべきだと思うのですが、そこで意見があるのでしたら教えていただければと思いますけれども。

高橋部会長

答弁ありますか。はい、どうぞ。

幹事（環境自然保護課）

個々の政策的なことについて意見を言うとか何とかいう立場ではないかとは思っております。

高橋部会長

どうぞ。

藤原委員

このムカシトンボのことなのですが、栃木県のゴルフ場の問題のときにですね、ムカシトンボが生息しているということで、県が計画は認定したのですが、事業の実施についてはストップをかけて保全対策ができるまでは、事業をはじめてはいけなないということで、4～5年間かかって保全対策を考えたのですが、結果的には保全対策ができないということで、そのうちにバブルがはじけてゴルフ場が造れなかったということがあるのですね。そのときに栃木県の自然保護課の方でですね、やはりムカシトンボの保全対策についてということで、検討しています。だからもし長野県の方で、このムカシトンボのことで問い合わせということでしたら、栃木県の自然保護課の方に問い合わせれば、経過というものは分かると思います。それからそのときに私たちの方でも日本トンボ学会というものがあるので、その会長だった朝比奈さんという方にこれ10年くらい前なのですが、保全対策として例えば移植をして成功した例がありますかという問い合わせに対しては、朝比奈さんからそういう例はありませんというふうに聞いておりますので、このムカシトンボの保全というのは非常に難しいというふうに思います。ですから、長野県でそういう例が無いとすれば、栃木県の自然保護課の方へご連絡になれば、ある程度経験があると思いますので、問い合わせしてみてください。

高橋部会長

ありがとうございました。務台さんから、先、意見が。

務台特別委員

それではクマタカの件についてちょっとお伺いをしたいと思います。現在のダム計画地点にはクマタカの生息地、こういうようなことで希少動物の住んでいる地帯ということを知っています。そこで、このクマタカがなぜあの地帯が一番生息、あるいは繁殖地帯になるのか。そういうクマタカの生息地として条件、それらについての検討はされたのか、それが一点。それから今あるダム、30年ほど経つわけですが、それ以前にはクマタカがあそこにいたのか、むしろこのダムができて、クマタカが繁殖、多くなったのか。そのようなことも考えられますがその辺はいかが

でしょうか。現在ダムがありますが、それ以前の調査についてもお伺いしたいと思います。以上です。

高橋部会長
どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

今のクマタカの生息地の話ですが、私ども知っている範囲ではやはり非常に自然度が高くて人のあまり入らない原生林といえますか、そういう林を中心に住んでいるかと、考えております。それと後、砂防ダムができて以前どうだということなのですが、それ自体はちょっと調べておりませんので、調べて次回資料として提出したいと思います。それと今のクマタカの生息地についてもちゃんと調べて資料として提出させていただきたいと思います。

高橋部会長

いいですか。ダムできる前の調査もしないのに、分かるわけですか。

幹事（豊科建設事務所）

も含めてですね。

高橋部会長

砂防ダムの話でしょう。

幹事（豊科建設事務所）

そうです。

高橋部会長

砂防ダムできる前にクマタカの調査をしていないのに、次回に分かりますかということですよ、私は。

幹事（豊科建設事務所）

文献を調べるしかないと思いますけれども。文献とあと地元の皆さんの聞き取りだと思いますけれども、分かるかどうかもありますが、調べてみたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

今出されたこの資料とですね、皆さんのお話を聞いて、私はもう少し調査をした方がいいと

思うのですけれども、動物植物については、生活環境が大きく響いてくると思うのですけれども、動物植物の住んでいる場所ですね、要するに特に山の中ですと、地形とか地質、それから気温とか水質、それぞれが全部違ってきていると思うのですよ。ですから移植した場合にも、それらの環境の条件が違えば当然芽も出ないし、例えば林道の方ですか、表土ごと移植すれば根付いたというようなこともありますので、そういうような結果から地形自体やそこに生えている木もそうですし、そこに流れている水、それから気温、日照時間とか。それらが全て関係してきていると思うので、これら、この場所の一年間の日照時間、気候、水質、地質、そういうものが調べられているのか。それからもう一点は移植した場所が、それらの条件に沿った場所なのか、それから播種なんかも、そういうような条件のところに播種して調査したのか、その辺はどうなっていますでしょうか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

ホソバノツルリンドウの移植、また播種試験の関係ですけども、まず生息状況について分布している所の条件を詳細に調査しております。それによって、植生ですとか光環境ですとか水分ですとか土壌等につきまして、条件を整理しましてその選定条件に沿ったところで移植地等の選定も行っております。

宮下特別委員

そうしますと、全体の地形ですね、日照時間とかそれから気温とかそれから積雪量だとかそういうような調査をなされていますか。その場所と移植した場所とが同じかどうかというようなこと。

高橋部会長

検証ですか。検証しているかどうかということですよ。

幹事（豊科建設事務所）

実際その移植地の選定においては、今の条件の所を、選定条件としておりますので、その部分の条件にあった所というふうに考えております。

宮下特別委員

すみません。条件があっているということは日照時間とか気候とか地形ですね。そこに生えている植物やなんかの状態まで全て同じだということで解釈してよろしいですか。

幹事（豊科建設事務所）

全く同じという事では、当然場所が違うのでありませんけど、同じ様な場所を選定しています。

当然光環境、光とかいうのは重要ですけども、光環境におきまして光量子光度で約 35.6 程度の明るい林というのを選定しております。おのおのの条件に付きましてその様な条件を選定して場所の方選定しております。

宮下特別委員

それが現在生えているとか住んでいる動植物に合った場所と同じと考えて宜しいですか。

幹事（豊科建設事務所）

ホソバノツルリンドウにつきましてはこのような条件を元に選定しております。

宮下特別委員

他の動植物についてはどうなんですか。

幹事（豊科建設事務所）

他のといたしますと。

宮下特別委員

水生動物やなんか。

幹事（豊科建設事務所）

先ほど申し上げましたように、水生の植物、動植物につきましては、ちょっとまだ現地調査をした段階でそういう、今の移植とかそういうことまで至っておりません。

宮下特別委員

未確認という事ですね。

幹事（豊科建設事務所）

分布状況だけ調査したという事です。

宮下特別委員

はい、わかりました。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

64 から 67 の資料ですけども、先ほどのご説明でほぼ湛水あるいはその周辺という様に理解したんですが、ちょっとあの、代替案との事が頭をかすめましてね。所謂黒沢川中、上流部のその

辺の生息状況調査とかあるいは調査でなくて、民間の資料でも結構、そういうものは確認は出来
ますでしょうか。例えば遊水地というものを造るとすれば、下流になりますよね、そういう場合
の植生とか、自然環境との問題が生じますから。

高橋部会長

今の調査の範囲がどの程度までやっているかということでしょうか。

宮澤（孝）特別委員

それと若干の下流域までの範囲。

高橋部会長

範囲は解かりますか。

幹事（豊科建設事務所）

例えばクマタカの調査の範囲ということでしょうか。

高橋部会長

全体の今回の調査の、クマタカとかその個々でなくてね、全体の範囲、エリアはどのくらいの
エリアのところをやっていますよ、というのが解かれば、代替案が出た場合に困るからその辺で
やっていますかって事ですから、大体範囲を示してください。

幹事（豊科建設事務所）

そうですね、解かりました。まず、クマタカの関係なのですが、以前にお出ししました資料-20
を。

高橋部会長

クマタカの場合はいいのですよ。あのね、クマタカの住む場所について代替案なんかできる訳
ないのだから、今言われるのは遊水地あたりのところを、例えば大えん堤あたりのをやっているで
しょうか。

幹事（豊科建設事務所）

大えん堤のところまではやってありません。定点ということで合流点、南黒沢川の合流点。

高橋部会長

この前見た橋のところ。

幹事（豊科建設事務所）

そうですね。洞合橋のあたりから上流。

高橋部会長

あれから上流と考えればいいですか。

幹事（豊科建設事務所）

そうですね、その辺は調査をしているという事、現地調査をしているという事です。

高橋部会長

宮澤（孝）委員さんそういう事ですがいいですか。ここで継続して午後もやりますけど 12 時過ぎましたので休憩を取らせていただきます。1時から再開いたします。

< 休 憩 12:05 ~ 13:00 >

事務局（治水・利水検討室）

1時になりましたので午後の審議の方をお願いしたいと思います。

高橋部会長

それでは会議を再開いたします。植松委員より資料請求のありました、環境自然保護課はレッドデータブック及び天然記念物などの調査の結果についてどう認識しているか。土木部はレッドデータブック及び天然記念物などの調査の結果についてどう認識しているのか。トータルとして黒沢川の自然をどう捉えているのか。県営烏川溪谷緑地についてを一括して幹事より説明を求めます。環境自然保護課お願いします。

幹事（環境自然保護課）

環境自然保護課の佐藤です。よろしく申し上げます。レッドデータブックの話が出ましたので簡単にご説明しますが、レッドデータブックというのは、長野県における絶滅の恐れのある野生生物の現状を明らかにし、その保全保護対策の基礎となるべき資料を提供する事、そしてその現状を広く周知する事も目的に作成しています。今年の三月に植物編が出ました。動物編については、平成 15 年度の完成を予定しております。レッドデータブックなんですけれども、所謂生物多様性の保全という観点から作っておりまして、所謂種のレベルで保全すべきものを生息地と、或いは個体数の減少という生物学的な根拠に基づいて、リストアップした一つの資料と言う事でございます。このレッドデータブックの作成を期に、一応環境自然保護課、県としては希少な野生動植物の保護対策について総合的に検討しようということで、今現在準備を進めております。先ほど行われました環境審議会の席におきまして、希少な野生動植物の保護対策の検討委員会というものを設けました。この次の開発の関係なんですけれども、先ほどもお答えしましたけれども、こういう希少野生動植物と開発との関係なんですけれども、県としては一応環境影響評価技術マニュアルというものを作って、開発とあるいはこういった希少野生植物が両存するようにというような事を今考えております。以上でございます。

高橋部会長

次に豊科建設事務所さん、どうぞ

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所です。それでは土木部としてどう考えているかという事ではありますが、この黒沢川総合開発事業は長野県環境影響評価条例における対象事業の条件には該当しておりません。条例では、ダムによる貯水面積が30ha以上のものが対象というふうになっております。この黒沢ダムにつきましては、4.1haとこういう規模でございますけれども、自然環境保全の観点から長野県影響評価技術指針マニュアルを参考に実施をしましてまいっております。それから、レッドデータブックに記載をされております貴重種の保全につきましては、このマニュアルに沿った保全対策の検討及び評価を行っていくということとしております。それからトータルとしての黒沢の自然をどう考えているかという事でございますが、黒沢川流域につきましては特にこのダム取水区域の99.8%が森林である、山頂付近に天然林が約290haあり、それを囲むようにカラマツ等の密林が構成をされている。又ダム予定地周辺は現況の河川内に砂防えん堤や治山えん堤などがすでに設置をされ、ある程度手の加えられた環境でもあります。聞き取り調査や環境現地調査の結果からホソバナツルリンドウ、クマタカをはじめとする猛禽類など貴重種が生息をする良好な自然環境であることも認識をしております。一方、黒沢川につきましては、上流部での取水それから流水が浸透しやすい地質から、特に夏から秋にかけて、流水がなくなる、いわゆる伏没河川となっております。河川環境としては、良好とはいえない状況であります。今後この事業の実施において、専門家の意見を聞きながら、十分な調査を行い自然環境の保全対策を行うとともに河川環境の改善など良好な環境保全に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。烏川溪谷緑地について、どうぞ

幹事（豊科建設事務所）

烏川溪谷緑地における環境対策という事で特段資料は用意してありませんが、烏川溪谷緑地第一次整備区域は20haでございます。ただいま課長の方からご説明したように、総面積からはやはりこれも環境アセスを必要という面積とは該当しておりませんが、平成8年度から植物動物、猛禽類等の調査を実施してきたところでございます。当時、実施に当たりましては、そういう動植物、猛禽類調査を継続して工事等への影響を把握しながら進めたということでございます。あの貴重種、特にウスバサイシン、イラクサ等の植物につきましてはなるべく分布域を避けることとしたんですけれども、やむを得ない場合には、やはり試験移植をして活着率を見ながら、工事を進めたという状況でございます。いずれにしても流木の伐採とか改変面積をなるべく減らすように園路の位置や幅員を変えたり勾配を変えたりして進めております。さらに工事中では、外来種を持ち込まないように重機を洗浄して現場に出入りしたり、作業員の勉強会をやって

おります。あと、検討委員会という事で委員の皆さん、専門家の委員の皆さんに集まって頂きまして検討もしておるところでございます。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何か、ご質問はございますか。はいどうぞ

植松特別委員

今のRDBレッドデータブックについての考え方で環境自然保護課の方では、生物対応性の保全も含めて、今やっているという事だったんですけども土木部としてはそういった事も考えているのかとどうなのかという事は、あの、先程来、いろんな資料で所謂、貴重種といったものが沢山出てきていますけれども、やはりトータルとして考えれば多様な生物が生息する空間という事で環境を考えなくちゃいけないわけですね。生活環境部ではそう言った考え出てきたんですけど、今土木部の方からは出てきませんでしたけれども、流域という事を考えれば現在私たちが遊水地案で8人ぐらいの委員から出た場所も含めて、所謂、流域、通常砂防事業を今やっている所までの環境調査というものがやはり私は必要だと思うんですけども、河川改修という事も含めてですね。そこまではやっているのかどうなのか、これからやる予定があるのかどうかそこをちょっとお聞きしたいんですけども。

高橋部会長

はい。

幹事（豊科建設事務所）

今、先ほど説明したとおりなんでございますが、まず、マニュアルに沿ってやっていると、条例対象事業ではありませんけれどもマニュアルに沿ってやると、それでそのマニュアルの中でいわれております、まず回避をそれから最小化、修正、低減、及び代償とこういう順で保全対策を考えていくと、こういう事でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

それは、さっきもお聞きして理解しているんですけども。所謂ダムが出来る事によって川の機能の一つである物質循環を遮る事になるわけですね。ダムが出来ることによって下流の環境がどうなるのか、そこまで検討してあるのかどうかという事をお聞きしたいんですけども。そのところです。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

下流につきましては維持流量を確保する。ダムによることになりますとそういう事になりますので環境は今よりも改善をされる。ただ代替案という事になれば別な角度からの検討が必要なのかなと言う風に考えています。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

維持流量がですね確保出来ると言ってもこの場合には尻無川という特性もありますよね、それで流量確保出来るとしても今あるよりも非常に多くの水が上でカットされてしまうと、そういった事で環境が、これは私自身としては変わる事は間違いないと思っているんですよ。でそういった事も含めて流域調査を、さっき言った通常砂防事業なりがやっている所ですよ、そこまでするのかどうかと、そうでないと下の方の河川流域の遊水地造るとかそういった場合に影響があってはまた困る訳ですし、そこまで考えているかどうかという事ですけども。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

どんな代替案が出るかによってもその辺の範囲というものは違ってくるとい風に思いますので、いまここでどこまでというのは回答しかねるかなと思っております。

高橋部会長

どうぞ。

植松特別委員

今やっている通常砂防事業の場合には、環境調査なりはしている訳ですか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

しております。先日見ていただいた赤沢砂防えん堤から大えん堤の間の所ではっております。

高橋部会長

よろしいですか。

植松特別委員

はい、解かりました。そういった調査しているのですしたら、そういった調査の中でも何かそういったいるんな結果あると思いますのでまた何か資料請求するかも知れませんが。

高橋部会長

その他ございますか、はいどうぞ。

久保田特別委員

午前中の資料でも宜しいですね。

高橋部会長

はい、いいですよ。

久保田特別委員

資料-67 で、ムカシトンボの事書いてあるんですけど、前回私は黒沢川が特殊な環境かとそういうお話したら、植松委員の方から特殊な環境だとムカシトンボも黒沢しか居ないようなお答えが返って来たんですけども、今日の資料見ますと長野県のほぼ全域で記録が在るという事もありますし、私もお話聞いた時なるほどなと思ったんですけども、家へ帰ってからインターネットを見れば、どこにでもとは言わないが沢山居ますし、三郷の人に聞いても梓川にも堀金にもいますと、黒沢だけが特殊じゃないという話も聞いたんですけども、その辺はこの資料に書いてある事でよろしいという事ですよ。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

今久保田委員から言われたとおり、長野県のトンボという信州昆虫学会の方で編集しています1997年に出ている資料の方では、県内の各地域の方で採集記録等があります。以上です。

高橋部会長

はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

今の久保田さんの意見に対して補足でよろしいですか。前回私黒沢しか居ないっていう言い方は確かに言いすぎだったかも知れませんが、黒沢という場所では貴重な昆虫である事は間違いないです。というのは生態的な面で、今まで確認されているのは、所謂幼虫ヤゴから孵化羽化して成虫まですべてのステージが確認されている場所はここしかないですし、長野県で初めて

確認されたのもこの場所です。そう言った意味で記録は在るんですけども、キチンとですね全ステージが確認されているのはこの場所しかない、そういった意味でここでは非常に貴重だという意味でいいました。確かに周辺にもいますけれども決してその数は多いとはいえません。そう言った事だけ付け加えて置きますし、ここで湛水予定範囲内と湛水予定範囲外両方にいるという事もありますけども、これも先ほど言いましたけども湛水予定範囲外にも確かにダムが出来ても生息するでしょうけれども、しかしその空間という事を考えた場合に、これがどの程度本当に保全されるのか生息できるのかどうか、他の淡水性昆虫を含めてこれ分かりません。これはハッキリ言ってダムが出来た場合に他の水生昆虫がどうなるかというデータも是非これは詳細な調査というのは、後の段階ですけれども、是非していただきたいとこういうふうに思っています。

高橋部会長

はい。ありがとうございました。その他ございますか。はい、なければ次進ませていただきます。次に植松委員より請求ありました万水川下流工区の改修構想案、それから正常流量の設定の手順について幹事より一括説明をお願いします。豊科建設事務所さんをお願いします。

田宮特別委員

先程から黒沢流域の特にダム基点の自然環境の問題、論議されている訳ですけども、是非やはり良くご存知の方をこちらへ意見聴取として来ていただいて、民間の方というか県の方からの資料説明だけでなく、実際にそういう方の意見を聞くという事も大事じゃないかと思うんですね。それで前回の時にも提案させていただいたんですが、三郷村でマスコミ等にもよく出ておられて、非常に安曇野の生物に深くこう熟知されている方が居られるんですがね、那須野さんと言う方なんですが、是非一度来ていただいてその方のお話も聞いてみたいというふうに提案させていただきたいんですがよろしくをお願いします。

高橋部会長

植松さんも専門家ですよ、ああそうですか、今朝ほど出ましたようにちょっと期間がずれ込みましたのでそれまでに検討させてください。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今那須野さんってお話が出ましたけども、那須野さんは私個人的に考えますと役場の職員でございますし、立場でみたらですね、此処へ出てそういう発言するってのが微妙な立場じゃないかと、解かりやすく言えば気の毒だと本人に、そう思いますんで是非そこら辺は本人の気持ちを十分配慮していただきたいんですけども。

高橋部会長

私ちょっとわかりませんもんですからね、検討させていただきたいのは、また幹事とご相談させてください私に。久保田さんの意見も入れて検討したいと思っておりますのでお願いします。豊科建設事務所さんをお願いします。

幹事（豊科建設事務所）

それではまず万水川下流工区の改修構想（案）という事で、資料-68 を御覧いただきたいと思
います。A4 のカラー一枚でございます。この資料はですね資料の一番下を書いてありますが、
平成13年9月9日に万水川最下流工区検討委員会という事で地元の地権者の方とあと区長の方と
か皆さんで作っている検討委員会で資料として出したものを抜粋したものでございます。ちょっ
と資料を説明させていただきます。万水川下流工区改修構想（案）で改修の基本方針です。まずと
して、現河床を維持する。これは要するに地下水の問題があるので河床を掘り下げることとはしな
い。として築堤高を低くして自然環境に考慮した工法とする。これは景観もあるので堤防を掘
らない場合は築堤になるわけですけども、築堤の高さもなるべく低くしようと、それから工法に
ついては自然環境に配慮した自然型工法等基本方針として確認しております。改修構想の絵でご
ざいます。この絵は左側が下流でございます。右側から万水川が蛇行して流れてきて、たて川と
合流して最後犀川に流れています。左側に欠の川という小さな川が一本流れてきております。で、
現在は蛇行して流れております。常時は、地下水の関係もあるので、現況と同じに万水川を流し
たいと、洪水時には、現況の部分から今度はバイパス水路とあります、こちら側へオーバーフロ
ーさせて洪水を流すというような構想をこの時は持っております。バイパスの出入り口という
ところで赤く分水堰と書いてあります。これは普段の水は、蛇行させて上の方へ流すということな
ので、平水、普段の水の水位に50cmを加えたぐらいまで切り下げておくというようなところまで
一応ご説明してございます。この図面の赤い点々が堤防を必要とする区間という風に考えており
ます。この改修のイメージとして地元におだしたのがこの下の絵なんですけど、この向きが全く
逆になっております。大変恐縮です。これは左側から右側に流れている様な絵でございまして、
先日現場で見ていただきました等々力大橋が一番左端にあります。そこから、分水堰で越流をさ
せて洪水時はバイパスして水を流すということを考えております。これで築堤高をどれくらいに
すればいいのかという事で水量計算等を実施している状況でございます。資料-68 については以
上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何かご質問ございますか。ちょっと私聞いてもいいでしょ
うか。この分水堰の所での計画高水量というのは何 m³/s なのでしょう。

幹事（豊科建設事務所）

まだどのくらい流すとどういう水位になるかというところまでで、

高橋部会長

いや、いや、計画高水量はいわゆる基本高水はいくらでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

あの、ダムありで 200m³/s という事です。

高橋部会長

200m³/s ですか。

幹事（豊科建設事務所）

ダムありで 200m³/s ということで当初。

高橋部会長

そうすると、バイパス、ダムなしで 215m³/s という事ですか。

幹事（豊科建設事務所）

そうです。

高橋部会長

そうすると、バイパスへ今何 m³/s 流そうとしているのでしょうか。15m³/s という事でしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

まだ確定的な事は言えないんですが、現況流下能力が 50m³/s 程度ですので、今現川のですね。残りの部分はバイパスでなんとか流したいなという構想でございました。

高橋部会長

大熊先生専門的に見ていかがでしょうか。

大熊委員

ええと、この資料 60-1 を見ると現在の流下能力は 80m³/s くらいになってますね。ですからあと残りの 120m³/s 或いは 135m³/s 位を流すという事で、ま、勾配も何も解からないですので明確な事は言えませんけれどもこの絵よりはちょっと広がるかなと感じは受けますけれども、まあ、出来ない事はないだろうとそういう風に思います。なかなか、元の川を大事にしながらやるという事でいい考え方じゃないかなというふうに私は評価したいと思います。ただ、この改修イメージ図で木が堤防のすぐそばに生えているんですけども、現在生えているんですかね。それとも。

幹事（豊科建設事務所）

生えています。

大熊委員

生えているのを描いているんですか。わかりました。

高橋部会長

あの、勾配どれ位になっています。

幹事（豊科建設事務所）

あの、計画の河床では1/400と考えています。ただバイパスになるので現況は1/400ですけど、計画はもう少し急になるんじゃないかと、

幹事（豊科建設事務所）

ちょっと補足ですが、今大熊先生が、川幅、言われましたけどこれは本当にイメージですので幅については確定したものではありませんので。それだけは、ご了解ください。

高橋部会長

そうだね。1/400 だもんね。他に、はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、私も今この図を見てそのバイパス案というのは非常にいいと思うんですけど、バイパス水路ですけど現在の水路はどんな感じであるわけですか。何か用水路で今あるのか、それとも新たにこれ造るのか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

出来ておりません。用水路もありません。ただ、下流にちょっと赤い点々が消えているところがあるかと思います。図面で見ると左側のバイパス水路という文字のところ、ありますね、そこに黒いような実線これが一部護岸の出来ている場所です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

ということであれば、基本高水が215で計画が200という事である程度横にある説明書きでみる限りであれば、築堤高を低くしてあるんですけど、築堤高を上げることによって、或いはそのバイパスの水路を広げることによって215の方にダムなしのですね、この流量を高めることは出来るわけですね、現在の施工上では。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

この、場所がですね、木がいっぱいあります。全部たたくき切ってやっ払い場所ではないと思っ
ていまして、そうするといろいろ、水の流れが難しくですね。水がたとえば死んでしまうとい
うか、ほとんど流れなくなる場所もあるだろうしということで、今その辺の評価を一生懸命
どうやってやればいいのかと考えているところで、その高さについてもですね、量が増えれば当
然高さが増えることになりますけれども、地元との折衝もあるので何とも申し上げにくいとい
うのが現実です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

わかりました。ただこれからこの場所はですね今構想という事でやるわけですから、平水量よ
り50cm程度切り下げて越流させるという考え方ですね。これは私非常にいい考え方だと思うん
ですよ。ですから、この部分を築堤を高くするとか川幅を広くするとかですねそういったもし方
法がとればこの部分の改修というのはいくらでも出来ると、ま、私の意見ですけども、その辺
専門的には大熊先生あたりにお聞きしたいんですけど。

大熊委員

ええと、現況の土地所有がどのようになっていて土地利用がどのようになっているかこの前回の
60-1という資料でまあ、地図を眺めているんですけども、あのこれは地元でも一緒に議論して
いるということですので、十分土地の確保も出来るでしょうし、まあ、現状で200m³/s 流下させ
ようという事で議論されていることと思いますけど、あと15m³/s プラスというのはそれほど難し
いことじゃない、十分可能だと私は考えてます。

高橋部会長

そうしますと、その他基本的には幅とかそういうものは別として、基本的にはこのイメージで
いいのじゃないでしょうかという事でいいでしょうかね。あの、私の方で聞きたいので、豊建さ
んに。我々の部会というのは、総合治水、利水ですからその辺にもある程度意見を申してもいい
のでしょうか。あくまでも、今あの建設事務所さんでやっています検討委員会のご意見とそれか
らこちらの治水、利水の検討委員会の意見という、その辺はどうなのでしょう。私もその辺よく
わかりませんが。

幹事（豊科建設事務所）

それにつきましてはですね、この一番下にご書いてございますけども、下流工区検討委員会とい
うものも出来ているわけでございますけれども、まだ構想の段階でありますし、ここの委員会な
り部会がこの委員会にいうということではなくてですね、我々がいろいろなお話の中でお聞きし

ながら地元の委員会にもお話ししていくという事にさせて頂きたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

平林特別委員

ここは万水川の最下流部であります。で万水川の改修が始まってですね、もう 30 年ぐらい、でどこが一番難航しているかという、ここの部分なんです。だからこそ、下流が最後まで残っているわけです。それだけですね難しい面がありまして、何が難しいかといいますと、ま、地権者皆様とあとそれからワサビ田が近いですからその湧き水の事等々、極めて微妙な問題があつてですねこのバイパス方式というのは大分早くからありましたけれども、これを掘られると湧水に影響して来るとこういったこと等々ですね 30 年近くかかっているという事でありましてね、ですから、まあ治水工学的、或いは基本的にはですね極めて簡単な様に見えますが、実は極めて此处は難しいところだということだけをご認識して頂きたいというふうに思います。従いましてですね、ここにこの川底は掘らないと、現河床維持するとこれなかなか問題だと思うんです。まあ、多少のことは 20 年 30 年経てば河床は上がってきますから、その分は取ってもいいと思いますが、それ以上は掘れないという事があります。従いましてこの案で地元で提示しておりますけども、これは極めてギリギリの我々みて感覚的にはギリギリの案であります。でももう少し大きな雨が降りますと、必ず溢水するだろうと現に、あれは、何年、平成 11 年にですね溢水しまして大王農場の駐車場あたりは全部水に浸かったと、又一部田んぼも水に浸かっております。えー、この案ですね、これは現状ではもうギリギリの最低限の案だろうと私は見ております。従って今度ダムなしということになりますと、ここももう一度見直さなければいかん、ということになりますとですね今この案でなんとかこの地域の地元の皆さんにご納得して頂こうと 30 年来の終止符を打ちたいという事で私どもきているわけでありまして、これから又それが変わらざるを得ないという事になるとこの問題又長引くだろうという事が予想されるということだけは御承知頂きたいというふうにおもいます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。地区の検討委員会と今我々がやっている委員会との連れ合わせって言うのでしょうかね、私は基本的にはこっちの委員会の意見を尊重するという形の中で解決せざるを得ないだろうと思っておりますがこの辺のご意見ございましたら、豊科建設事務所はその対応はどのように考えているでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

先ほど穂高の平林委員さんからご意見ありましたように大変微妙なところでございます。とは言え万水川もこの委員会にかけている訳ですから、こちらの意見を持ってどうこうではなくて、私どもの方でご意見聞きながらその微妙な点も接点もまた見つけていかなければいけないこう考えております。

高橋部会長

私が言ったように、こっちの委員会の意見を尊重するという形ですよね。基本的にはこの委員会としては、こっちの意見を尊重してという形の中でこのダム委員会の方は一方的にこうと言う。

平林特別委員

あの、何といいますが、まあ尊重するという意味はですね、十分この委員会の見解を配慮して貰いたいという事ですね、関連的或いは地質学的な論理だけを持ってね、解決できる問題ではないという事があります。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、今のお話で私もね、地元の検討委員会を尊重するとそれはもう当然の事なんですけれどもね、これからこの部会でどういった結論が出るかも解からないんですけれどもね、例えばですよダムなしで河川改修中心でいくという方向性が出た場合にはですね、当然この場所も河川改修について現整備計画を見直さなければいけないという事も出てくる訳ですよ。そういった場合にはですね、現地の検討委員会がどんな方がどんな事を問題点にしてどんな議論しているかという事は情報公開にもなっておらず解かっていない訳ですよ。この検討委員会は全部オープンですけどね、ですから町長さんが言われたとおり、確か 30 年間もやっていると色々な大変な問題があると思います。しかしですね、やはり長い目で見て安曇野全体を考えた場合に河川改修でどうしてもみんなで考えてですね、この築堤を高くするとか川幅を広くするとかもついで案があるかどうかそういった事が出た場合には、やはり整合性もってこちらの意見も聞いていただきたいと、そういったことは是非踏まえていただきたいという事なんですけど。

平林特別委員

当然ここで出た事はまたここへ持ち帰って検討当然して貰います。当然の事だろうと思いますが、但し、これを見ただけで簡単に川幅広げりゃいいや、嵩を上げればいいやそういう押し付け的なものはこれは危険ですよということを言っている訳で、そうでなければこれもうとっくに解決していることでもあります。ここはね一番下流ですから、大体河川改修でね上流からやってくるというのはおかしい話ですよ、一番下流部が先になるべきところでしょ。なぜ今までならなかったかと、それなりの理由があるんですよ。これは非常に複雑な地域住民の皆さん方のいろんな事があると、もちろん促進も反対も入り混じってある訳です。この検討委員会ってのは、これは去年でしたか、去年又新たにですね立ち上げてもらったと何回も何回もそれまでやってきてですね、なおかつ又これを作ってですね、現実はどうしていったらいいのかと、いう事をやってもらっているわけですね、そういった事がありますのでこちらで出たものはご理解いただくと、これも当然必要ですし、また場合によつてはですね、ここの地元の方々のご意見ってのもですね、ここの

部会でも聞いてみる必要があると、こういうことです。

高橋部会長

よろしいですか。私もそういうつもりなのですよ。従ってこの開始の基本方針、はっきりしておりますし、今のイメージをみてもそう問題っていいですかね、ただ流れるか流れないか吸収できるか出来ないかって言う量の問題だけかなと、思いますので、しかし、いま町長さんご説明があったように非常に難しいところだよという、そういう感覚っていいですか意識するのは委員の皆さんもご理解願いたいという事だと思いますのでよろしくをお願いします。いずれにしても建設事務所さんの方でその辺は情報を交換をしながらより良いものにしていって欲しいなとこんなにも思っています。ただ、たまたま今日大熊先生来ていたものですから、私はこの問題一番心配になっておりました。三郷村の利水に次ぐ大きな問題だろうと私は常々思っておりましたので、先ほども先生これだけはご意見くださいよと、いうお話を実はしておりましたので、またいずれ固まってくると思います。また先生ひとつお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

宮沢（孝）特別委員

ここの地点のことに関連いたしましてね、確かな資料手元に持っている訳ではありませんが、前新聞の記事、溢水の時に見た事あるのですけど、このイメージ図の下流の所謂高瀬からの逆流って言いますか、これが溢水に大いに関連するから、ある程度の築堤をせざるを得ないではないかというような記事を読んだ事ございますが、その辺は確かな事なんでしょうか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

高瀬といいますが犀川に流れ込むんですけど、犀川のバックウォーターと言いまして排水がやはり万水の方にある程度延長では上っていきます。その影響はあると思います。水位計算上は出てくると思います。

宮沢（孝）特別委員

ただ築堤で解決はある程度は出来るような事も。

幹事（豊科建設事務所）

単純に言えば、水位が高ければ築堤を高くすれば堤防になるんですけども、先ほど来申し上げてますけども、何しろ築堤を上げちゃうとワサビのほうから川が見えなくなってしまうという事で、そこが非常に微妙な問題なんです。一センチでも低い方がいいという事なんです。ですから、ここまであそこまでっていうところが、すごく微妙な問題で、難しく頭を悩ませていることです。

高橋部会長

バックウォーターの影響ってどのくらいまでみているのですか。それと犀川の河床を下げるっというような検討はしていないのでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

バックの今の影響の範囲は次回お話ししますが、犀川はもう、ハイウォーターレベルという事で、計画水位決めてますので、計画の高水の高さを決めてますので、その高さで引っ張っているという。

高橋部会長

それはそうだよな。はい、よろしいですか。じゃ次、正常流量の制定の手順についてご説明願います。

幹事（豊科建設事務所）

では、資料69を御覧頂きたいと思います。ちょっと工学的に非常に難しい部分なんで、じっくりご説明させていただきたいと思います。じゃあ、ちょっとすみません長くなるので座らせてお願いさせていただきたいと思います。A3の資料の1ページ目でございます。御覧頂きたいのは一番下に印で書いてあります。維持流量という事で、流水の関係で二種類言葉が出てまいります。維持流量というものと正常流量というもの、維持流量とは、河川の適正な利用および流水の正常な機能を維持できる最低限の流量、これに水利流量を加えたものを正常流量といひます。という事で普段は河川をこのくらいの水があれば川としては一応最低限機能できるという維持流量とそこへ取水量ですね、いろんな許可されている流量等を加えたものが正常流量というふうに認識していただきたいと思います。それを確認した上で1番からお話させていただきたいと思ひます。正常流量の制定の手順でございます。まず1番目でございます。まず河川環境の把握をいたします。河川の流況、流入量、取水量、河道状況等の河川環境をまず把握する事になります。河川の流況といひますのは、基本的には水量・流量と思ひていただければいいと思ひます。河川の流入量といひますのは、流域や支川から入ってくる水の量、後は河川からの取水量、河道状況といひますのは、横断形とかそういうものを把握してまず調査をします。その次に河川を区分分けいたします。ある程度似たような川といひますか、似た性状を持っている川を複数の区間に区分します。次に、正常流量を設定するために代表地点を設けます。代表地点には区分毎に必要な流量の検討のために計画基準点の他に補助基準点がありますという事が書いてございます。基本的には区分を分けて代表地点を決めるという事でございます。続きまして三番目に維持流量、必要流量の算定ということになります。維持流量というものは河川法施行令第10条の2によって項目別に検討を行います。その項目が下に数字で12345678と八つ、番のところでは漁業と動植物の生息地または生育状況といひのが一緒になっていますが、基本的には9項目という訳なんですけれども、漁業も入れて九つの項目をやっております。でまず番目として動植物の生息地または生育状況といひます。河川において動植物の生息生育環境を維持できる流量を保

つことが目的、特に大体魚でやる訳ですけれども、魚の移動とか産卵に必要な水理条件、水深とか流速等によって必要流量を算定する事になります。続きまして 番の景観です。川らしい見方で川らしくみられるような川、まったく水のないのは川らしくないので、好ましくないという事で景観的に河川景観を維持するために必要な流量を景観で検討いたします。続きまして 番目として流水の清潔な機能の保持という事で、水が流れていて水質を浄化していくと水質をよくしていくという事で環境負荷の削減のための流量、どれくらいの流量があれば希釈できるのかそのために必要な流量を出すのが の流水の清潔な機能の保持という事でございます。以下 番舟運ということで舟ですね、 番は塩害特にまあ海の近く、 番河口の閉塞これもまあ合流点のところで、 番河川管理施設の保護これはまあ木製施設等で腐食なんかがある時に、此処までは常に水位を保って置かなければいけないというような河川管理施設の保護、後地下水位の維持これは 番ですが、近くに地下水位の井戸等利用しているものがあれば、河川流量の減少によって井戸に影響があればいけないという事でそういう事で固まってくる流量という事で、 まであります、九項目とも言いますがあります。通常は漁業と動植物の生息または生育状況というのは同じような観点で判断するというのがあります。それからここまでで維持流量を検討する訳ですけれども、その次に先ほど言いました上乘せする量、水利流量の検討を行うという事です。これが慣行、許可水利権の量を実態を踏まえて状況して上乘せするという事で、期別、期間別に、例えばかんがい期とか非かんがい期とか期別に設定をおこなうのが通常でございます。という事でこれを足し合わせまして今の から の中で、検討したものの一番大きい流量、維持流量の一番大きい流量と水利流量を足し合わせて正常流量を設定していくという事でございます。2 ページ目を御覧頂きたいと思います。今ざっと言葉でご説明いたしました左側にフローがございます。河川環境の把握をしまして、区分分けをして代表地点を設定、それから先ほど言いました までの項目で維持流量を検討します。そこへ水利流量も考えまして正常流量の設定に至っていくという事でございます。それが図2でございます。図3なんですが、これはある一例、維持流量なり、正常流量設定する時の一例をとっております。まず横軸が期間で縦軸が流量でございます。どこかある地点を想定して決めた時に、一点破線で水質、要するに汚れを希釈するのに必要な流量はこの辺の流量ですよというのが一点破線であります。そこへ景観、川らしい姿を保つためには、その水質よりももうちょっと多くの流量が必要という事で破線で書いてあります。動植物一般的に魚の移動とか産卵のために必要な量が二点破線になっております。という事でこの場合で言いますと動植物の流量が一番上にいますので、維持流量は動植物の生育生息で決まるという風に考えていただければいいかと思えます。これが維持流量なんですけども、これを今度正常流量に直す時には、図の4にまいります。この図の4は図の3のある期間、例えば期間1の期間での、ひとつの例の絵と考えていただければいいかと思えます。横棒が河川の距離といえますか位置でございます。縦が流量になります。右から左に本川が流れてまして、区間分けとしてはABCの三区間でございます。C区間では維持流量は黒い丸と三角と四角があると思えます。これで黒い丸が一番上に流量がありますんでこの位の流量が河川の維持流量としては必要です、ということでございます。次のB区間ではもう少しあがって黒い丸、要するに動植物で決まっているわけなんですけども、動植物のこのくらいの量が必要なんですということです。そこへ、取水がありますちょうど今B区間の一番上側の所に取水があります。取水量が破線で示してありまして、これだけの取

水の権利を持っているという事で、この破線が正常流量という事でございます。ということであとB区間真ん中あたりに支川の流入という事で支川からはこれくらいの流量、破線と実線の間位の流量が流入してくると想定されるという事でございます。それからB区間とA区間の間では農業用水路がここへ戻って、また水が戻ってくるという事で、それもプラスして流量はこのくらい必要であるというふうに考えておるという事でございます。こういうようなことで正常流量を、ダムを造った場合ですけども、正常流量を管理して水管理を行うということが、一般的な正常流量の設定の手順でございます。続きまして、黒沢川の維持流量というのはどうなっているかという話でございます。これにつきましては、まず、先ほどのフローと同じです。河川環境の把握をいたします。まず河川の流量といいますが、流況ですね。流況については、既設黒沢砂防ダムのちょっと上流側にあるかと思いますが山越沢流量観測地点ということで、そこで平成3年から流量を現在に至るまでずっと観測をしております。あと、利水状況ですけども取水の位置も取水と言う文字が引き出しでありますけれども向きは逆なんですけれども、取水している向き逆なんですけれども、この地点黒沢砂防ダム直下の所で一箇所それから北黒沢橋の下の所で一箇所現在取水をカウントしております。それから動植物の関係については平成10~12年度に調査を実施しているという事でございます。これは色的には紫のナンバー1.2.3.4.とこれを動植物の検討の地点としております。あと景観検討という事で、これは川が見える所という事で橋の地点になるわけですが、これもこの紫の色の所で景観の水量を検討しております。続きまして2番ですけども河川区分及び代表地点の設定という事で、まず河川を区分分け致します。左側の絵にA、B、C区間とございます。まず、下流側からA区間でございますが扇状地を直線的に流れる区間で平常時でも流水が伏没している、枯川になってしまう区間であります。南黒沢の合流下の所から尻無の部分まで、ということでございます。それからその上流がB区間です、これは北黒沢橋から合流点のところ、このあたりは山間部というより、地形が開けてきた部分でございます。流水の伏没は普段は比較の見られないというふうに認識しております。それから北黒沢川からダム地点、砂防ダムの地点です。これは山間部を流下する区間で取水による流水の伏没が、時々見られるような状況があるということで、区間としては下流からA、B、C区間として分けましたという事でございます。維持流量は、この3区間で先程言いました八つありましたその検討をするわけですけども、その前に代表地点を設定いたしております。代表地点は将来ダムが出来た場合流水を管理しますので管理がしやすくまた取水地点の近くに設定するのが普通でございます。現黒沢ダム計画では、ダム直下の地点とちょうどその下にもう一箇所取水があります。その北側に北黒沢橋というのがありますのでその北黒沢橋地点この2点を代表地点として設定してあります。ということでこの地点を代表地点区分は3つに分けるということで決めております。必要流量の算定で先ほど維持流量具体的には ~ といったさっきの、舟運とか塩害とかいろいろあるわけですけども、ここの場合は3つ、動植物の生息生育の関係、あと景観の関係、あと流水の清潔の保持ということで3つの項目で検討してあります。そういうことで結果が次のページでございます。検討内容3.の必要流量の算定ということで検討内容でございます。一番左端が動植物の生息生育の関係、真中が景観、右側が流水の清潔の保持ということで、結果から申しますと一番左の動植物の生息生育の関係で流量を決めておりますので、ここを中心に説明したいと思っております。まず検討対象ですけどもこの河川生物の中で大型であり、食物連鎖の最上位に位置する魚類に着目し、

湧水時に水理条件が最も厳しくなる瀬ですね、あの水深が最も薄くなってしまふ瀬を主な生活場所としている魚種としてヤマメ、イワナ、カジカを検討の魚種として選定いたしました。この3種については現地調査でも捕捉されております。評価の基準ですがこれは正常流量の設定の手引きにもあるわけですが、ヤマメやイワナの移動は水深15cm確保しましょう、カジカの移動も同じく15cmを確保しましょう。ヤマメの産卵は稚仔魚ということで、子供の魚の保全ということで流速は20cmを9月から1月までヤマメでは確保しましょう、イワナは産卵は10月から3月までの間ですけれどもやはり水深15cm、流速は5cm/sを確保と、カジカについては2月から6月で水深20cm、流速10cm/s確保を念頭にして基準を定めております。やはり検討地点なんですけれども、検討地点は現地を見る中で、特にやはり瀬ですね、湧水時に水理条件が最も厳しくなる瀬と、それから産卵形態を考えて産卵に適していると推定されている瀬をと言うことで、先程の3ページ目のカラーの絵になるうかと思いますがナンバー4まで点がありました。その4つの地点でその横断形でどれだけの流量を確保するか水深なり流速が確保できるのかということを検討してございます。結論でございますけれども、それがその表の下段になります。地点のA、これはB区間になるわけなんですけれども2月から6月までカジカの産卵ということで0.037m³/s、B区間というのは合流点のすぐ上になります。7月から1月までは産卵ではなくて移動で0.006、この地点、とありますが、これ申し訳ありません地点との間違いでございますので訂正をお願いしたいと思います、地点と書いてあるのが、地点と書いてあるのがでございますが、地点は0.027m³/sがイワナ、ヤマメの移動やイワナの産卵で必要と計算されております。地点は0.019m³/sが必要というではの中より少ない流量で出来るというふうに計算結果されております。今回資料としてはここまで提示しませんでした。ということで、C区間については通年を通して0.027m³/sが必要でしょうと、B区間については2月から6月までは0.037m³/s、7月から1月までは0.006m³/s必要ですということで維持流量を出してまいっております。河川景観の保全ですがこれについてもざっと説明致しますが、河川が見れる橋の上とかに場所を設定しまして、建設省の土木研究所の研究成果から川幅に対して水面の幅が20%くらいあれば川らしい景観を保てるという、一応アンケート調査なんですけど出ておりますのでそれを参考に20%の川幅を保つにはどのくらいの流量が必要なのか、地点は先程、先走って説明致しましたが不動橋の所でやっております。これでいきますと流量としては0.016m³/sが必要でしょうという計算結果が出ております。それから右端なんです、流水の清潔な機能の保持ということでどれくらいの希釈水があれば川を綺麗に保てるのかということでございますが、評価基準なんですけれども、普通の河川は類型指定というのをやっております、BODの数字で水質の評価をしておりますけれども、近くの川で穂高川とA類型、BODにしますと1.0mg/lということをやっておりますので、ここは、黒沢川自体は類型指定をされておられません、穂高川と同様にA類型の基準を念頭において負荷量を算定しております。これによりますと必要流量は下に書いてありますが0.009m³/s、これ黒沢ダムの直下の地点、北黒沢川の地点では0.013m³/s必要ということになります。この表の一番下のところずっとみていただきますと一番多いのはやはり一番左側の動植物の生育、生息ということで分かるかと思えます。結論なんですけど維持流量の設定ということでB区間におきましては通年を通じて0.037m³/s、C区間については0.027m³/sということで維持流量を決定しておるということでございます。B区間の7月から1月が0.006m³/sというのもあ

るわけですが、ここは下流が上流より流量が少ないということなので通年を通じて0.037m³/sと定めたということでございます。維持流量に伴う話でございますけれども、以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。ご質問ありましたら。

大熊委員

私、詳しく頭に入ってなくて申し訳ないのですが、このたとえばB区間くらいの所でと湯水流量はどれぐらいの値になるのですか

高橋部会長

すごく少ないはずだね。

大熊委員

多分データないだろうから先程上流の方に観測点がありますよね。で、流域面積で比例配分して頂いて結構だと思うんですけども。

幹事（豊科建設事務所）

一応ですね、資料40という資料があります。

幹事（豊科建設事務所）

先生ありませんか。このですね、資料40の2のところに黒沢川の期別流況ということで、一応そのダムの直下なんで5.4km²なんですけれども、このときの流量を出しております。たとえば期別には非灌漑期にいきますと1/10の湯水だと0.048m³/sという数字になるかと思えます。ちょっと比流量で出すには計算機がないと。計算機ありますか。じゃ、あとで整理してペーパーで。

高橋部会長

10年に1回のやつだね。

幹事（豊科建設事務所）

ここにあるのは10年に一度と平均湯水流量、10年間の平均湯水流量をやっています。

高橋部会長

平均でいいんじゃないかな、0.077で。

幹事（豊科建設事務所）

はい、直して資料提出します。

高橋部会長

はい、先生いいですか。ちょっと私質問していいでしょうかね。あの、この維持流量というのはいろいろな説がありまして、いろいろ従来から基準があつてないようなものだと思いますが、この評価基準でヤマメ、イワナとかいろいろとっているのだけれども、あの一般的には評価基準使っていますか。例えば流域面積比という0.03というようなのは使わずに、動植物の方から一般的には使いますか。はい、

幹事（豊科建設事務所）

あの、ダム計画では一般的に使っている数値でございます。

高橋部会長

ですから、動植物の評価基準を優先させるという事ですか。

幹事（豊科建設事務所）

部会長さんおっしゃった比流量で0.3 なんとかという。

高橋部会長

いや、昔はそういった指標といえますかね、通産が建設で出していたものがありましたよね。あの、私はどうしてそういう事いうかと言うと、全ての河川にね、そういうものを当てはめた時に果たしてこの基準でクリア出来るのだろうか、少なくともあつた尻無川のような川にそれだけの水が流せるのでしょうかというのがあるのですけどね。逆にこれをクリアするには逆にダムを造らなくちゃいけないのじゃないのでしょうか、と聞きたいのです。じゃ、ダム造らなかつたら基準はあの川はどうなるのでしょうかと聞きたいのです。現実の問題として川は流れていないわけですから、この基準を使ってやるとすれば、ダムを造って川を流すしかないんじゃないでしょうか。造らなかつた場合にはこの皆さんの言っているこの基準というのはどうなるのでしょうか。それで環境は守れるんですか。

幹事（豊科建設事務所）

あの、いわゆるそういった新しい水をですね生み出さないとそういうものは出て来ないということです。

高橋部会長

であるなら、逆にその為にダムを造らなくちゃいけないのでしょうか。

幹事（河川課）

あのですね、正常流量というのが今言った目安はあるのですけれども、その川にとってどの流量というのが一番望ましいのかという事で、水を使ってしまえば物理的に水が無くなってしま

わけなのですから、上で溜めるか、それとも利水の調整をするかという事でその川に望ましい流量というものを目標として定めてそれに向かって努力していくという事になるかと思います。だから一概にダムで上で溜めなきゃだめだとか、そういう結論じゃなくていろいろな方法があると思います。

高橋部会長

で、ちょっとすみませんね皆さん。私非常に矛盾感じているので聞きたいのは、まず私がいま言ったように、こういう河川管理を環境保全しながら守ろうとすれば逆にその為のダムが必要でしょうと、今度はダムが要らないよということになりますと、これは守れないわけですよ。そして逆に利水に使おうとしたら、こんなに流す事によって絶対量の水がなくなっちゃうわけですよ。表流水というのはこれだけに捉えて今利用している何千トとかいう水も使えなくなってしまうのじゃないかという心配があるわけですけど。もしダム出来た時と出来ていない時の考え方を変えていいのでしょうか。黒沢川という川をダム造ったら、造った時と造らない時の考え方は変わっていいのでしょうかという事を聞きたいのです。

幹事（河川課）

ダムがある時と無い時ということではなくてですね、いわゆるこういった川を目指そうという、目指すということですね、この目標は。だからそのとき生むものがなければそれはどういう形で努力するか今すぐ何とは言いませんけれど、そういった川づくりをしていきたいと思いますということの設定のための数字であるということです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

今、部会長のおっしゃっている事私も考えてまして、実は前回のダムを小さくしようという事で検討したんですけども、この維持流量をこれだけの設定する為にダムが大きくなっちゃってるんですよ。ですから本当に自然保護、魚類も大事ですが今の砂防ダムでね、これ大熊先生からも話がありましたけども、実際の算定がいくらかやった場合ですね、せめてその程度でいいじゃないかと、今以上に余分に流さなくてもいいんじゃないかと私単純に思うんですけど。もっと長い川でね全体に影響与えるようなのは別ですけども、今の黒沢川というのは砂防ダムから洞合までの間が2 kmあったですかね。1.何kmだけですよ。だけですよというと又自然保護の人に怒られるんですけども、だから本当にね、そこら辺私も疑問があるんですよ。確かにこういうガイドラインだとか基準でいくとこうなってね、本当に流域面積に平方キロあたり0.03 だとかやってやると前回の数字で小さくてよかったわけですよ。魚族のどうのこうのってやると倍近くなっちゃうってことですよ。これによってダムが5~6mだか高くなるんですよ。だから本当に、特にこの黒沢川の場合は伏流水という伏流しちゃう川というのは特殊なものなんでね本当にこの地点はどれでいいかというのはね、本当はやっぱり自然保護の人達、そういう人も皆で考えて、ガイ

ドラインはこうだけでもこれでいいじゃないかと、そういう論議もあっていいんじゃないかと私は気がするんですよ。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

私も久保田さんと同じ考えなんですけども、このいわゆる正常な黒沢の流量ですよ、それが一体何なのかというのが基本なんですけど、そこがいまいわからなくてですね。ダムを造ることによって保たれる維持流量が正常なのか、それともダムが無い場合ですよ、ダムが無くて伏流することも含めて上から下まで流れる川の正常な姿が何なのか、まずその正常な姿というものをですね、示していただかないとちょっとその議論には入れないんですけども、今イワナ、ヤマメプラス景観3つの要素だけで決めてますよね。本当に正常な河川、黒沢の場合です。特殊な川です。そこがちょっと基本的におさえられないと、それによってダム計画そのものが変わってしまいます。その辺のところを、もし分かれば県の方でもいいんですけど計画された方に。

高橋部会長

あの正常流量というのはちょっと意味が違うんですよ。維持流量でいいんですよ。

植松特別委員

維持流量でいいです。そちらの方でいいです。すみません。

高橋部会長

維持流量の考え方ですよ。特に黒沢の場合の事考えて頂きたいのです。流れていないのに、今現実に流れていないのに、他所の川の話してもここでは意味が通用しないので黒沢川というのは現実に流れていないのじゃないのですかと、それをどうしてもこのような形でやるとすればダムを、逆にそれは流す為にその為のダムが必要じゃないのですかと。どうしてそこだけを強調するのですかというのが一つ素人といいますか我々にすれば疑問が残るわけ、一生懸命流れていない川を維持流量、維持流量とこういっているのは不思議でならない。流れてないのだから流れてなくても流さなくてもいいのじゃないのですかと、単純な発想だってあっていいのじゃないのですかと、私達は言っているわけですよ。どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

あの、流れていない川という言い方ですけども、それは取水をいっぱいしてるから流れていないではないかと私共は思ってます。ただ、その中でも僅かな区間で今イワナやカジカは苦しいながらも生きている。それは何とか守ろうかと、ダムを造る時に、先程植松委員から自然の姿は何なんだと言えば、まったく取水をしない川の姿が自然じゃないかと、ただ水をとる以上、共存を考えなければいけないので、最低限何処まで我慢してもらえるかというのが維持流量という認

識でございます。流れていないのは取っているからではないかなと思います。

高橋部会長

そうすると端的にいうと水利流量全部止めなければダメだという話になるでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

そうではございません。そうではなくて共存をするためには配慮もしながらというように考えてまして配慮する最低限必要な流量が今マニュアルでいけば維持流量、今の計算で出しているというのが全国的な例だという事でございます。ただ自然的に伏没しちゃうだろうなと思われるのは、やはり上流から下流いくともう、どんどん水が減っていくのは私達も知っています。ですからそこまでの維持流量の確保は勿論困難でしょうし、今考えてはいないという事でございます。

高橋部会長

大熊先生のご意見を聞きたいと思います。

大熊委員

まだ本当に正直細かい所まで、頭に入っていないので問題なんですけれど、例えばB区間で0.037流したとしても、A区間に行けばもう完全に潜ってしまいますよね。でB区間でも本当にこれが確保出来るのかという気もちょっとするんですよね。上から0.037流して来てても、この辺になるとかなり又しみ込んでしまうのではないかなと、B区間でもそんな感じを私は持っております。正直その今の黒沢川が長い歴史の中で存在していて上流での利水も取水もあるという中で今来ているわけですから、現況の自然状態をどう認識して、それをどのくらい改善したいのかという事からこういう数字が出てきた方がいいのではないのかなというふうには感じます。で、それこそ上水に使う水もないと四苦八苦している所で、維持流量ここまで新たに作るというのもちょっとなかなかコンセンサスが得られるのかなと、そういう感じは致します。

高橋部会長

考え皆同じですよ。あの私どうしてこういう事言うかという、代替案を考えて表流水を何とかしようといった時にですね、これに取られてしまうと、それこそ何の代替案も出来ませんよというのがあるわけですね現実の問題として。ですからこの辺を皆さんから本来維持流量というのは下流に行けば増えるはずなのにこの川は下流に行くほど維持流量が減っていくわけですから、その辺を皆さんどうでしょうね。ご意見をいただければありがたいのですが。切実な問題ですよ。はい。

大熊委員

あの、維持流量の問題本当に難しくてですね。ええと、正直言って維持流量のない川というのもいっぱいありますし、設定されていないという川もざらにあるのが現実です。なかなかそれも設定したとしても、確保出来ていないという川も沢山あるということで、治水計画や利水計画の

ように維持流量が明確に守られているかという点、一級河川でも維持流量は決められていない川も沢山あるんですよ。その中で維持流量議論というのは本当に難しいので、計画の考え方というのは、本当に腰据えて考え直さないと駄目だろうというふうに思います。

高橋部会長

あの代替案を検討するに、これが一番ひっかかって来るのですよ。

久保田特別委員

初めの量ぐらいでいいんじゃないかと、私は感じとすればするんですよ。随分ダムが大きくなったんですけども、第1案と申しますか初めの平成3年の前ですか、あれぐらいでまあ流れればいいんじゃないかと。そんな非常に乱暴な言い方するとね、そんな感じするんですよ。まあ、あそこで本当に魚釣りや食べてる人はいないですしね、景観との話だから住民がどう考えるかで、ああいう所ですから川幅の2割と言ってもね、何処が川幅だか分からないような所ですからね。だから本当に皆の合意があればなるべく少なくすると、まあダム造る方からすればですね、自然保護だとか全体の時代の流れからすればこうなる事はわかるんですよ、私も。こうやらなきゃ又怒られますからね。逆に反対の人から何だと言われますから、実態とすれば私の感じとすればそんな感じですけど。

高橋部会長

あの、何と申しますか。構造物を造ろうとするから、するとすればこういうものがクリアしなければいけない、これは法ですからね。やらないとすれば今のままにしておくしかないのじゃないでしょうか。ダム造って流すわけにいかないですからね。その辺を今後皆さんによく検討して頂かないと。例えば利水の為のダムを造ろうとしてもこの法に照らされてしまうとそれこそ又大きなものになってしまう、というものがありますのでね。

久保田特別委員

一番下流までですね、広域排水路ですか、あそこまで水流すだけの流量確保するかと思ったんですがね。それやったんじゃ全然水が無いですね。ああ、なるほど合流地点までか、それもあんな私にはそう思ったんですけど、だからもう一歩進めて、もう少し少なくてもいいんじゃないかと。

高橋部会長

その他ご意見、この維持流量についてご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

二木特別委員

そのものについては私ども素人ですからよく分かりませんが、今建設事務所で黒沢溪流砂防を計画していますよね。その辺はどういう計画で今言った維持流量を捉えているんですか。まあ、今言ったように赤沢橋の上は、下流についても上についても現時点では水が流れてなかったんです

が、黒沢溪流砂防事業の中では写真を見ると、私どもに説明のあったのは水辺を作り、又魚もでき、自然環境に非常にやさしい水路にしたいと、こういう文章に書いてありますが、私も当時そういう立場にいましたので、そういう説明も受けました。だから現在皆さんがお考えになっている、その量について溪流砂防、黒沢のね、あの辺の計画はどの程度の水の量を換算して計画なさっておられるか、そこらのところにも実際に今これだけの水が流れてますよと、この時点でこれはこのくらいですよと、話を現実的に話してもらわないと、私ども少しこの問題についても理解出来ないんですよ。その点いかがですか。

幹事（豊科建設事務所）

溪流砂防事業、赤沢えん堤から大えん堤の間の流量の話なんですけど、要は砂防事業でやってますのは土砂を止めたり、流出を止めるという事なんで流量を溜めて流すというような事はやってませんので維持流量の設定というものはありません。水辺をなるべく作ってなるべく人が近づけるようにという事で、ある時期確かに水がかれる時もあります。ただ今日あたり見ていただくと少し雨が降ると又流れたりもしてるんで、その常に水を延々として流しているのではなくて、ある時にはちゃんとした水辺が出来て人も近づけるようなということを考えてやっております。人為的に水を操作するので維持流量という概念はあるのではという気はしています。

高橋部会長

いいですか。いいですね。ちょっとこれは結論とかそういう話には出来ないと思いますけども、ま、確かにものを作ればこういう法に基づいて水はこれだけ流さなくてはいけないよということでございますので、はい。どうぞ。

植松特別委員

あの、しかしながら先程と同じなんですけどね、黒沢という川の場合のいわゆる正常な、正常という言葉使いますが、正常な維持流量ですよ。それを部会長おっしゃったようにね他の川と同じと考えるのか、それともこの川の特殊性を考えるのか河川法だけの為にですね維持流量絶対であるからこのダムが大きさがあると、そこを議論しないとですね、いつまで経ってもネックになっちゃいますよねここ。ここで皆委員いるものですからね何とかちょっと難しいところなんですけどねやらないと、この川の特殊性を考えて今まで河川法についてはこの川はいろいろとありましたのでそこも含めて。

高橋部会長

その辺、建設事務所さんお願いします。そういう特異な、いいですか。はいどうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

一応黒沢のですね特殊性というのは当然考えているわけですが、従いましてこのA区間については維持流量は確保出来ないという前提になってますので、そういう意味では考えているという事でございます。

高橋部会長

じゃ端的に私の方で聞きたいのだが、例えばダムに代わる利水の施設を造ったと、ポリウムは別として、ある袋物を造ったといった場合も、この基準が適用されるのでしょうか。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

先程、大熊委員からお話があったんですけども、河川の維持流量の決め方というのはかなり難しいですし、景観といっても人それぞれの感じ方あります。その中で一般的にといいますかマニュアルにこういったものは載っております。で、ダムを造って上で溜められるのであれば、今言った川の特性を考慮しながらその川にとってどれだけの水が常時流れていけばいいかというのを決めて、それだけの水を確保しようということをやります。で、そうじゃない場合、じゃどうする、上で溜められない場合どうするのかといった場合、少なくとも今の状態より悪くならないような努力をしていくという管理が、河川管理者の責任だと思います。その為にいろいろ水利権という難しい問題あるんですけども、そういった調整をしていくという事になるんじゃないかなとこういうふうに考えます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。現況を維持出来ればいいという解釈でいいのでしょうか。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

すみませんが、ダムの大きさを決めるときにですね、今ここでいいか悪いかと言われてもすぐに答えはないんですが、それはある意味でここで議論して頂いてですね正常流量というか、そういう量を持つためにはこうであったという事を踏まえて、その上で議論をして頂いてそれはダムいいじゃないかと、大きさそままでいいじゃないかという事に関して今すぐここでいい、悪いとは言えませんが、それを踏まえて議論していただければ。

高橋部会長

はい、わかりました。私の質問が間違えました。そういう認識でいいのでしょうかという事を聞きたかったのです。答えを出せと言うのも確かに無理でございますので。そういう認識で我々は代替案について審議に入りましょう、という事はいいのでしょうかね。これは、私いいと思うのですがどうでしょう。しないという条件といえますかね。そういう考え方で最終的には、向こうで決めるのですね。現況より状況悪くしないという前提の中で代替案を審議してみたらどうでしょうかと。何かないと審議できませんので。どうですかね、その意見。じゃここで15分休憩取りたいと思います。そのうちいい案が出ると思いますので。お願いします。

< 休 憩 14:25 ~ 14:40 >

事務局（治水・利水検討室）

それでは引き続き審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

高橋部会長

はい、非常に大事な維持流量の審議をして頂いているわけでございますけれども、幹事の方から説明ありましたように、法律は法律としてやむを得ないと思いますが、如何なものでしょう。私の方では、私としては代替案の中で水の収支計算した中で、量的なものは深めていくと、今まだ水の収支のまだ代替案が出ていませんので、いくら欲しいのか、どうするのかというのが出てきませんので、今日の審議の過程を踏まえて水の収支計算をした時に検討、更に深めて検討する、という事でいかがでしょうか。じゃ、そういうことで進ませていただきます。それでは、次に先般田宮委員さんから非常に貴重な新聞の切り抜きと申しますか、頂いております。ありがとうございました。ぜひこれは皆さん参考にして読んで頂いて、また次回の環境の問題の時に皆さんからこれらを参考にして審議していただきたいなど、こんな様に思っておりますのでよろしくお願いします。田宮さんどうもありがとうございました。次に植松委員より資料の請求がございました県営水道について、それから丸山委員より請求がありました上水道事業の県からの支援策はどの程度か資料75の治水、利水対策推進本部について一括して幹事より説明を求めます。事務局お願いします。

事務局（治水・利水検討室）

県営水道についてでございますが、前回ご説明申し上げ口答でご説明申し上げたものにつきまして、資料71ということで資料として提出致します。以上です。

高橋部会長

はい、次に上水道事業の県からの支援策はどの程度かという事。

幹事（食品環境水道課）

はい、食品環境水道課の星野と申します。資料75をお願いします。表の治水、利水推進対策体制につきましては午前中に政策秘書室の方からお話がありましたので省略したいと思います。その裏面をお願いしたいと思います。丸山委員さんから現行の補助制度どうなっているかというご質問でございましたのでお答えしたいと思います。水源開発このダムの、ダム関連ですが、補助金についてという資料でございます。まず、国庫補助事業という事でこれは厚生労働省の所管でございますけれども1の資料でございます。左に補助区分というのがございます。まずは水道水源等施設整備事業という事でございます。事業区分で水道事業、これは上水道という事で黒沢部会の三郷村の上水道に関係すると思われましても、これにつきまして採択要件というのがございます。で、資本単価70円以上の場合に補助率1/3と、それから資本単価140円以上については1/2ということでございます。資本単価につきましては下の注にございますけれども三郷村さんなら三郷村上水道全体の減価償却費プラス支払利息、受水分とありますが三郷村さんの

関係にはございません、を総有収水量で割った値段 1 m³ 当たりいくらという事で算出して、さっきの要件に当てはまれば補助金が出るということです。で、対象施設が一番右の端にありますけれども、ダムは負担金それからそれに関係する堰、水路あるいは淡水化、淡水化というのは内陸ではあまり関係ありませんけれども海の水を淡水化する施設も補助対象になるということで、若干訂正をお願いしたいんですが、これは水道事業者負担金と書いてありますが、水道事業者の負担金と建設に要する費用、建設費も堰、水路等に係るものについては補助対象になるということです。同様に用水供給事業という事業があるわけですが、これは以前にご説明したかと思いますが、水道事業に、上の水道事業に水を卸売りをする事業ということでございますが、これについても資本単価 50 円以上 1/3 とかいう採択要件に合致すれば補助になるということです。それから下の簡易水道施設整備費という事ですが、上水道事業より規模の小さい水道でございます。計画給水人口が 5000 人未満の水道事業ということですが、これは財政力指数、水道を営んでいる市町村のですね財政力指数が補助率の高い、低いになりますけれども 0.3 を超えるような町村の場合には 1/4、0.3 以下の場合には 1/3 ということでございます。で、対象施設につきましては井戸、集水埋きょ等でございます。ここに記載のとおりでございます。それから 2 として県費の補助事業ということでございます。補助区分は名称でございますけれども水資源開発ダム建設促進事業補助金という事で同様に水道事業と用水供給事業、簡易水道事業についてでございます。これにつきましては採択要件というのは多目的ダムの事業実施に要する経費ということで、これにつきましては一番右の欄にあります、ダムに依存した水道事業者の負担金に対して補助をするということで、補助率につきましては基本的には 20/100 以内でございますけれども、現行はここに書いてありますように国庫補助率 1/3 の場合には 6/100 ということで、以下国庫補助率が 1/2 の場合には 9/100、こんな状況でございます。以上でございます。

高橋部会長

ありがとうございました。ご質問受けます。ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

植松特別委員

資料 71 の方なんですけど、これは前回務台委員さんが請求して口答で説明あったことなんですけど、この県営水道についてもう一度ちょっと私よく分からないんですけど、上から 4 行目に、これらは単独行政区域内に水源が無かったり、地理的条件等水道事業を広域的に運営した方が効率的であることなどから、県営事業として開始してきたものである。しかし、水道法 6 条にも規定があるとおり、水道事業は、本来は市町村事業として位置付けられているため、現在特例的に行っている県営水道事業についても、将来の市町村移管を視野に入れて検討を行っているところである。こういった特例ということで何か所かあるんですけども、県です、例えば今回黒沢の場合には三郷村の水源確保という事なんですけども、将来逆に市町村合併という事を考えれば三郷村だけの問題だけでなく県です、こういった水源確保事業というものが出来るか、出来ないのかそういったところを、可能性についていかがでしょうか。だからもう一度ちょっと教えて欲しいんですけども。

高橋部会長
お願いします。

幹事（食品環境水道課）

ここで言っている広域的という意味はですね、先程植松さんがおっしゃられていましたが、いわゆる合併前の行政体が複数の場合に、水道事業が複数あると、それを一つの広域的な事業として事業を行った方が効率的だということで、県営水道が発足したということで、あの合併になりますと行政体がひとつになりますので、その場合には広域的という解釈はないでございます。ちょっと答えになっているかどうかあれですけども。

高橋部会長

私は思うのですが逆に町村合併関係無い、今三郷村の水が大変だよというのがこの特例に当てはまるのじゃないでしょうかね。

植松特別委員

今私も部会長と全く同じ事を、それを後から言おうと思ったんですが、今私達が一番困っているのは利水の問題で、そのさっき説明があった補助金についてもですね、利水だけでは先程の読む限りでは受けにくいわけですよ。こういった中で三郷村が利水の為のお金が無いということの特例としてですね、こうした中で水道法第6条の中にもですね入れられるんじゃないかと、ここでも別に市町村の同意を得た場合に限り水道事業を経営する事が出来るものとするということで書いてあるわけですから、いろんな細則は無くてもですね、とにかくこういった時こそ県がですねこういった水道事業を出してやれば三郷村さんも助かると思うんですけども、そういったところいかがでしょうか。

幹事（食品環境水道課）

下の枠に水道法が書いてございますけれども、あくまでも水道事業というのは市町村が経営するのが原則だと。県でやっているというのは過去にあった事例ですけども、これはあくまでも特例だという扱い、原則は市町村が経営するものだという、これはずっと変わらない状況なんです。で、県でそれを援助すればいいじゃないかという話につきましては、この原則を、原則がありますのでちょっとこの場ではなかなか答えにくいという状況でございます。

高橋部会長
はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、これも大変県らしい答弁で、原則ということで前例がないということですけども、しかし、こういった場合に、本当にダム造るのか、150億円かけてやるのか、三郷村の為に補助するのかと、こういった所で新しいですね特例じゃないですけど考えていくことが、本来水道法の

第6条だと私思うんですよ。本来の意味はですね。それをあくまでも原則だけで則ってやってしまおうというんな市町村が、お金の無い市町村は、水道だけが本当は水だけが必要なんだけれども、多目的ダムにしないといけないからいろんな理由をつけて多目的ダムとして国や県から補助金を得るといふそういう構図になっているわけですよ。ですからこのシステムを変えるようなことも、私部会から提案していてもいいんじゃないかと、というのは今まで部会は決まったものの中だけで議論するだけではなくて、こういったシステムがおかしいんじゃないかなとやっていくこともひとつの使命だと思うんですけど。

高橋部会長

他にこれに付いてのご意見は。

幹事（食品環境水道課）

ちょっと誤解の無いようにお願いしたいのですが、植松委員さんのその水道法6条の関係がですね、こういう三郷村さんのようなケースこそこの原則というか、この水道法の原則論というのはあくまでも市町村が経営するというのが、原則なのです。ちょっとここでそういうふうに取り取れると言ったのですがその辺は誤解の無いようにしていただきたい。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

あくまでもそのとおりです。原則としては市町村が経営するものとするところなんですけれども、現実的には三郷村さんの場合には、自分の所だけでは利水対策が出来ないから、その多目的ダムにしようと言う一つの理由もあるわけですよ。ですから水道課の法でもそうしたシステムを変えていくようにやはり考えていく方向性も必要じゃないかと。私の意見です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

大熊委員

この資料71の上の、現在県が給水事業している所が長野市とか上田市、更埴市とかあるわけですが、この中で単独行政区域内で水源が得られなくて、他の市町村から貰っているというのは事例としてあるんですか、この中に。

高橋部会長

これが事例なんですよ。

大熊委員

全部単独行政区域内で水源がなくて広域的に貰っているやつが、全部これ当てはまるということですか。

幹事（食品環境水道課）

ええとですね、県営水道につきましては正確じゃないかも知れないですが、発足は昭和 39 年でございます。で、長野市といってますが当時は篠ノ井市とかですね川中島町とか現在長野市と合併した市町ですか、それから上田につきましては塩田地区という旧の名前が正確じゃないですがその部分、塩田村かというようなことで現在は上田市とか長野市になってますが、その作った当時は単独町村といえますかそれが集合したものでございます。そんな答えなんですけれども。

高橋部会長

特例、長野県の水道法のじゃなくて長野県の特例としてこういうものがあるという事でいいわけですか。

幹事（食品環境水道課）

全国的にも大変珍しい事業です。で、あの下松本、塩尻への水道用水供給事業という県でやっているのも、そんなに数としてはない。ですんで、当時のいわゆる政治的な配慮と言いますか、それで県営としてやっていた事業としてやっているという事でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

藤原委員

今長野市だけ長野県だけが何か県営水道が珍しいという話なんですけれど、千葉県の方は県営水道は 1/3 ぐらい県営水道でやってますよね。ですから、県営水道がそんなに長野県だけが珍しいというのじゃないんじゃないですか。

幹事（食品環境水道課）

千葉県の場合もですね私、正確じゃないですが、下のいわゆる用水供給事業の、県営の卸売り事業という。

藤原委員

それ以外に企業団営でやっているのと、それからいくつかの市町村が市町村営にやっているのと、それと県営水道とあります。

幹事（食品環境水道課）

ですので水道、いろんな形態がありまして、市町村単独でやっている事業が原則なんですけども複数の市町村が集まって企業団を構成してですね、それ今言った事業団といえますか、そうい

う形でやっているケースもあります。それから、県でやっている事業もあると、ただ私言いましたのは、前段に書いてあります長野市等に配っているのは、末端のいわゆる三郷村さんがやっているような事業をですね、全国的にやっているのはそんなにないと。

藤原委員

全国的にそんなにないかどうかというのは調べて頂きたいと思いますね。千葉県は県営水道が大体全体の1/3ぐらいで、それが結局千葉県は首都圏、利根川のいくつかのダムについての水利権持ってます。それは千葉県が治水関係のお金を払って、そして水利権を獲得してますから、それが県営水道の方へ来ているわけですね。

幹事（食品環境水道課）

従いまして大規模に水源が必要だというようなケースとして、千葉県の県営水道みたいなものがあるかと思えます。前段の質問のやつにつきましては、資料を提出したいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

この県営水道についてという資料ですが、これを読むと長野県の水道事業は現在はこういうふうにあるんですが、将来的には市町村移管をするという事で理解していいですか。

高橋部会長

どうぞ。

事務局（治水・利水検討室）

こちらに書いてあるとおりでございます。県の企業局の水道課からの聞き取りではそのような検討を行っているということでした。

高橋部会長

それは移管しても設備はあるわけですからね。

二木特別委員

あの利根川水系ですけども、行っているわけですよ。東京とか都市へ、そういう県的な大きな水道事業はね、東京都にはなかなか水源がないという事で、あるいは千葉県がそうだと思いますが、そういう事と長野県の今三郷村に置かれている、この利水要するに地下水を県営でやって頂けることは不可能であろうと、こういうように私は解釈するんですが、ま、県の企業局の報告はそういう事で理解していいかということです。

高橋部会長

まあ、あの聞き取り調査となっていますので、今日企業局は来ておりませんのでね、ちょっとわかりませんが、はい、どうぞ。

務台特別委員

この資料によりますと長野市、上田市こういう所には結局市町村で行う上水道と、それから県の企業局で行う水道と二つあるとこういう解釈ですね。そうすると水道料金はどうなっているかとその辺をお聞きしたいと思います。

高橋部会長

はい、お願いします。

幹事（食品環境水道課）

水道料金につきましては各水道事業者ごとに決めておりますので、長野市でやっている上水道の水道料金といわゆる県営水道とは料金が違います。上田も同様です。県営のが高いとか安いとかそういう意味ですか。ちょっと今資料持ち合わせておりません。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

松本市と塩尻市については政治的な、という表現があったと思うんですがもう少し詳しく表現をして頂いて意味をちょっと教えていただきませんか。

幹事（食品環境水道課）

あ、政治的という私表現しましたか、失礼しました。えーと松本、塩尻といいますが、政治的といういい方はいけないんですけども、その地元の折衝との中でということでございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

いわゆる、それを政治的にというふうにいうんだと思うんですけども。ということは、これどう理解したらいいのかということになるんですね。地元からの要望というか、そういう事との関係となって来ると、随分三郷も今論議されている問題についても、要望していくという状況というのは当然あっていいはずだし、当然それを受け止めていっていいはずだというふうに私は理解しますけど。

高橋部会長

これはあれですか。松本市から塩尻市へと言う意味でいいのですか。どういふのもいいのでしょうか。

幹事（食品環境水道課）

松本市の上水道と塩尻の上水道に水を卸売りしているということです。

高橋部会長

県がということですか。

幹事（食品環境水道課）

そうです。それから、さっきすみません、県営水道と長野市との水道料金の差という事でちょっと資料ありましたので、これちょっと古い資料で申し訳ないんですが平成 13 年 3 月現在という事で、昨年の年度末の話で恐縮ですけども、家庭用ですね 10m³ 当たりですけども換算ですが県営水道が 1250 円、長野市が 1228 円、上田市が 1113 円ということになっております。

高橋部会長

いいでしょうか、はい、どうぞ。

植松特別委員

その、今具体的に将来市町村移管を視野に入れて検討を行っているところであるということですが、具体的に今どういう作業でどういう検討を行っているのかということが一つと、市町村に移管した場合には、維持管理費だとかそういったものは市町村が負担する事になるということでもいいわけですか。その二つまず、お聞きしたいんですが。

高橋部会長

事務局お願いします。

事務局（治水・利水検討室）

そのことにつきましては、企業局の水道課へ聞いて参ります。

植松特別委員

是非、じゃ聞いたところをこういった文字として是非頂ければと思いますので、このまま移管されれば各自治体の方の維持管理費の負担になると思いますので。あとですね、もう一つさっきの補助金についてなんですけれども、もしですね三郷村で水源を地下水に求めたとした場合ですね、そういった場合に県や国の補助金が対象事業となるのかならないのか、ポンプアップ施設まで含めてその点についてちょっと見解を、こういった補助金の法的なものかどうなるのかお聞きしたいんですけど。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（食品環境水道課）

あの、地下水を汲み上げていく過程の話でいいですか。現行はですね、補助制度はございません。以上です。

高橋部会長

ですから私今朝ほど言ったように、これは見て頂く様にダムなのです。ダムを造ったときにこういう補助対象になるのですよ、ということですよ。その辺をよく見て下さいよ。下の県もそうですよ。多目的ダム事業施設実施に要する経費と、ですから三郷でポンプアップしても一銭も出ませんよ、という事です。わかりましたですか。水道法第6条で市町村でやりなさいと言っているわけですから。あの、私言っているいいですかね。企画へちょっと要望したいと思います。県営水道の話でございますけれども、少なくとも今回の生活貯水池ダムというのはご存知のように皆さんが考えているようなダムじゃないはずですよ。従ってこの県営水道というのは先程来、出ておりますけれども、水源のない地形的条件、水道事業の公益的運用という意味から当然脱ダムにはその特例が適用されるべきでないと思っておりますよ、逆に、それが特例なのです。片やダムはだめですよ、それは知りませんよ、そんな話は私はあり得ないと思っておりますよ。ですから、これは政策として掲げて欲しいと言うことを昨日、何回も訴えたわけですがそれでも同じ答弁だと。従ってこういう特例があるなら当然この特例を活用するべきであると、是非その辺を慎重に検討して頂きたい。そして、できたら、この部会に何らかの方針を出して欲しい、適用させて頂けるのか、頂けないのか、そうでないと我々は代替案は作れません、はっきり言って、それだけをお願いをしておきます。

次、進んでいいですか。ええと、次に二木委員より資料の請求ありました黒沢ダム事業における改変の面積について幹事よりお願い致します。

幹事（豊科建設事務所）

はい、それでは資料72、A4横の色のついている絵をご覧頂きたいと思っております。まず、欄外に書いてございます改変面積については、現時点での計画の概略の数値であるということをご認識頂きたいと思っております。まず改変を3つに分けております。ダム本体図上ではオレンジの色が塗ってあるかと思っておりますが、ダム本体の部分。どれくらいの面積になるかという事を図上で計測致しました。約1.6haという事になっております。続いて湛水域、青い部分ですけれども4.1ha、付替え道路これが緑でなってますけれども、これは1.3haという事を計測致しました。あと、仮設備という事で砕石とかプラントの置き場とかクレーンとか工事用の搬入路だとか、そういう工事の時に使われると思われる仮設備等について黄色く示してございます。これが図上では0.25haということで、合計しますと7.25haということになっております。緑の取り付け道路、付替え道路途中オレンジになっております所で、切れてますけれども、これは切れているわけではなく

てオレンジの方で判読したという事でございます。ダブっているという事でございます。で、現在の砂防ダムの貯水池、湛水域が大体図上で0.8haというふうに計測されますので、これは水が水のままだんで改変面積としては7.25から0.8を引きまして6.45haが今の現時点での改変面積というふうに計測されるということでございます。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ご質問ございますか。はい、どうぞ。

二木特別委員

下流の付替え道路については現在の道路を使うわけですよね。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

下流といいますが、不動尊より下は現道を中心に退避所的に拡幅等あると思います。

二木特別委員

あの、この図面で見ますと黒沢お不動様のこれは上だと思っんですがね、山手の方、これについてはやはり現道を使わないわけですか。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

図面をよく見ますと現道が黒い線でみえるかと思っんですけども、これについては現道を使えないという事で大きくユーターンというか、迂回しているという絵になっています。あの白く線がなっているのは現道とっていただければいいかと。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

まあね、あくまでもこれは大きな大型の11ト車あたりを入れるその構図だと思いますけれども、まあそれも結構ですが現道をね、現道のある程度利用して頂くとこの伐採の面積も多少、だいぶ減ってくるんじゃないかと思っんですが、そこらんとこも今後ね、検討して頂いて又教えて頂きたいとこう思うように思っます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

二木委員さんと関連するんですが、骨材の運搬道路というのはどこの位置になるんでしょうか。どこから入ってどう通ってここの現場に到達するのか、その改変というのはどれくらいの規模になるのかここではどういうふうに見たらいいのかちょっと教えてください。

高橋部会長

お願いします。

幹事（豊科建設事務所）

資材の運搬路としては骨材だけではないのですけれども、この黄色く細長いのがありますですね、ちょうどオレンジのところにほとんど当たるところです。お分かりになりますか。

田宮特別委員

それは現行の道路で対応するんですか。私が豊科建設事務所で聞いたお話では約 2.5 分間に 1 台の割合でダンプが出入りするというふうに聞いているわけですね。2.5 分間に 1 台の割合でダンプが出入りする。この出入りをするのは、いきなりここにヘリコプターで運ぶんですか。

幹事（豊科建設事務所）

分かりました。現道を使う予定でございました。

田宮特別委員

じゃあ幅はされずに、現道はさわらずに使うという感じなんですか。

幹事（豊科建設事務所）

狭い所を広げるなり、その何というんですか、よけ違いをするなりというような形で広げて一部やろうとは考えておりました。

田宮特別委員

じゃあそれは、改変の広さは出ないんですか。

幹事（豊科建設事務所）

すみません。ここはダムの周辺だけで、ちょっと資料を作りましたので、そこまで実は絵にはしてございません。

田宮特別委員

いや、ダム周辺といってもそこまで入れた周辺なんですよ。我々考えるのは、

高橋部会長

はい、どうぞ。

藤原委員

このあの付替道路の1.3haっていうのの計算はどういう計算したんですか。距離に幅員ですか。

幹事（豊科建設事務所）

これは概略設計の中で図上でプランメーターを回して計算をしてあります。

藤原委員

というのは、お聞きしたいのは距離に幅員をかけて1.3haになったということですか。その図上でというと。

幹事（豊科建設事務所）

そうではありません。そうではなくてちょっとうっすらと道路の線が見えるかと思いますが、一応今の段階で法がこのくらいきれるという。

藤原委員

法面を含めて1.3haですか。

幹事（豊科建設事務所）

はい、そうです。

藤原委員

分かりました。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

それでは、ちょっとこの図面には不備があるんですね。私がお聞きしたこととの関係でいえば、そうになると、やはりもう少しその辺のところを詳しく、それから広さとしてはどの範囲になるのかを出していただきたい。資料として出していただきたい。それから、この運搬の道路はまだどこをかってどうというふうな計画は今のところないですね。それはね、はい。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

あの私の質問がちょっと道路まで含めなかった質問ですが、これ入っちゃったですがね。要するにダム計画されております現在のの上流というか上が要するに藤原先生もおっしゃったように立派な何て言うんですか造林が出来ているとようなことだし、また先ほど自然保護のトンボのお話が出ましたが、そういう面から言ってそれを保護するにはやっぱり上の方の現在の今黒沢山林で持ってます森林というものはどのくらい被害を受けるかっていうことを知りたかったものですから、現道の道路の左右の森林をどのくらい伐採するかっていうことじゃなくて、要するにダム本体の造った場合のその森林伐採、黒沢山林が含ますけれども、その面積を知りたかったわけですけども、まあこれ書いてありますので結構ですけども、そういう考えでお尋ねをしたわけですので、ちょっと現道にしるあるいは、なんと言うんですか付替え道路のことについてはちょっともうちょっとまた後でご質問したいと思いますがよろしくお願いします。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

本当に細かい話になってすいませんけれども、例えば新しいダムを造った時は付替道路といって1.3ha入っているんですけども、現在の砂防ダムがあって、そのやっぱり林道があるわけですけども、湛水面積の中に入っちゃっていますよね。だから、この湛水面積の中へ入っている今の林道分はやっぱり現砂防ダムの道分ということで出してもらわなければ正確な数字にならないですよ。ぜひお願い致します。

高橋部会長

どうということですか。砂防ダムの面積も入っちゃっているよということですか。それから差し引けということでしょうか。

久保田特別委員

道路のことまで言うんなら、今の既設の砂防ダムでも今林道あるわけですよ。それはもう新しいダムの湛水の中に入っちゃっているからって単純にやってますけども、今の林道だって砂防ダムと一緒に林が生えていない所ですよ。だからそれはちゃんと計算に入れてくださいと。そういうことですけども、いいですよ、それはね。理屈はそういうことですよ。

高橋部会長

よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきますけれども、宮澤委員から資料請求ありました黒沢川流域周辺の地質について幹事より説明を求めます。

幹事（豊科建設事務所）

はい、では資料73、A3のカラーの紙一枚ですけれども、ご覧頂きたいと思います。まずこの絵でございますけれども、長野県地質図という本から一部拡大してコピーして参りました。図の左側黒沢山辺りの所に青い丸が一つ、二つありますねこれ、すみません。図面の左側の丸で、右側の丸はちょっとこれ消してもらいたいと思いますけれども、何故か付いてしまったんですが。左側の丸が現在計画しておりましたダムサイトの位置ということでございます。左側のダムサイトのちょうど左側にある地質がどんなものかという、左側の半面を見て頂きまして、赤い枠で囲ってあるうちの右側の部分、古生層 Ps とチャートとありますけれども Ch これに値します。それからこの青丸のちょうど右側ちょうど分解点になっている右側が更新世、左側の更新世の Du2 ということで上部洪積層になります。それから、あとずっと右側にいきますと、白っぽくなります。これは沖積層ということです。新河床礫、AI2 ですか、ということになります。これが、地質図に書かれております。周辺の地質についてご説明が左側にコメントがございます。黒沢川流域周辺は、美濃帯の中古生層を基盤岩とし、第四紀が被覆する地質構造となっている。第四紀層が被覆する地質構造です。美濃帯の中古生層は、粘板岩・チャート・砂岩よりなる硬質な岩石でございます。黒沢川上流部において山地を形成している。ということで、黒沢山の方は美濃帯の中古生層になっています。第四紀層は、これ新しいものですが、扇状地堆積物・現河床堆積物を主体とした未固結層、固まっていない層で黒沢川の中～下流部において広い緩斜面を形成している。ということでございます。第四紀の層厚は、山地部東端の付近、黒沢川河床部、これは今のダムサイトの辺りと考えて頂いていいと思いますが、計画していたダムサイトの辺りでは5 m位であります、下流に行くに従ってどんどんその厚さが増していきと考えられております。図面は以上でございます。

高橋部会長

何かご質問ございますか。

宮澤（孝）特別委員

の地質、説明がございすが、これ未固結層というのは、いわゆる我々素人には破碎帯というような感じを受けるんですが、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

未固結層っていうのは、普通土が溜まっていて上からどんどん押されてくると固まってきますよね、その固まって岩になって以来まだ新しいもの、上の方にあるものという認識でいいかと思ひます。破碎したっていうよりも溜まった年代が新しいのでまだ応力がそれほどかかっていないので、固結していないと、こういうことでございます。

高橋部会長

よろしいですか。

宮澤（孝）特別委員

関連いたしますが、ここに更新世、上部洪積層というのがありますが、これが山際から平らな部分にかけてかなりの面積があるんですけれども、この段丘堆積物であるとか、扇状地それに沿うということになりますと、この薄い黄色の部分では、水の浸透性がかなりあるとこういう解釈でもいいでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

はい、今の黒沢川的情況を見ていただければそうだと思うんですが、透水は高いという解釈されていいと思います。

高橋部会長

いいですか。そのほか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

前回の資料の中で断層については一次調査で終了という形になっておりますけれども、今この資料の説明とですね、私が公開条例で求めた資料の中の平成3年の時の資料の中に、今おっしゃった洪積層が粘板岩と砂岩とチャートに分かれているという地質になっているんですけれども、その中で、これは平成3年の時の資料11ページに出ていますけれども、基盤岩の断層は滝ノ沢沿いに東北東と西南西に伸び西側（本川上流側）に70度傾斜するものとこれに交差する東北-南西に伸び西側に70度傾斜するものと本川と滝ノ沢間の山地に見られた北北東-南南西の走行を有し40度西側の傾斜を示すものの3条の確認された、と。大規模なものは認められなかったということなんですけれども、ここに前者の2条のものによってこの地域の地質は三分される、ということになっております。また、同じ資料31ページの中に、河床の両孔で共に湧水が観測され、B-1孔が湧水圧0.1kg/cm²・湧水量30ℓ/min、B-5孔が0.8kg/cm²・150ℓ/minであり、いずれもチャートと粘板岩の境界付近で発生している。と、砂防ダムの基礎はわずかな区間でコンソリデーショングラウチングを実施した程度であり、この湧水は貯水池水が基盤岩の境界を浸透し発生したものと推定される。この湧水はダムの安全性に関わる事柄であり、今後の慎重な調査を必要とする。というふうに書かれて、報告書が出来ております。それから、これは平成11年度の報告書の6-1ページに左右岸地下水位の確認ということで、カーティングラウチングのダム部における範囲はサーチャージ水位と地下水位が交わる位置としているものの、地下水を測定している孔間隔が離れて（右岸で70m・左岸で110m）おり、地下水上昇の傾向は把握できるものの、グラウチング範囲を決定するには調査が不足していると思われる。このため、左右岸における地下水の確認調査を追加する必要がある。という報告書が出ておりますし、この平成11年のときの付属資料の中に表の1-2の中で、近年第四紀断層の調査手法が急激に変化しており、調査指針が出た時点で見直す必要があるという報告が報告書の中に書かれておりますけれども、この辺は、これからダム建設する場合は当然調査が必要になってくるかと思っておりますけれども、現段階で妥当だというふうに決めたいきさつはどうなっているのか。それから新しい断層、第四紀断層についての指針が出るということで見直しが必要だということに対してはどのようなことを

考えておられますでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

ちょっとほかの委員の皆さんがその資料をお持ちでないで、その資料も含めて後日ご回答させていただきたいと思っておりますけれども、一つだけ、断層があるということは、まあ日本中どこにでもあるんですが、私どもでも調査のほうでも確認はしております。今、ダム計画で問題となっておりますのは、新しい断層、第四紀断層というものが問題になっておりますので、断層イコール危険で駄目ねということではないことだけご認識いただきたいと思います。ただ、資料のページを一杯おっしゃっていただいたんで、この次そのページを用意してどう考えているかをご説明したいと思います。

宮下特別委員

そのついでに第四紀断層の新しい指針による見直しが必要ですよという項目に対する考え方も一緒にお願いしたいと思います。

幹事（豊科建設事務所）

分かりました。

高橋部会長

先般、宮下委員から藤原委員さんについて意見を聞きたいということで要望を事務局からして頂いたわけですが、ごめんなさい松島委員さん。先生も昨日私もお会いしてお願いしたんですけれども、まず一点は詳細な資料を頂いてないということで、昨日建設事務所長さんがお持ちしたんですけれども、少し資料にもう少し細かい資料も欲しいということで、所長さん送って頂いたと思っておりますけれども、それが一点。それから今日お願いしようと思いましたが、予定が入っているということで皆さんにお約束した期日に来れませんでしたけれども、その辺ご理解をいただきたいと思っております。それでは、これで次に皆さんから前回いろいろのご提案をいただきましたので、それを資料74に事務局に取りまとめさせましたので、事務局から説明をお願い致します。

事務局（治水・利水検討室）

はい、それでは資料74をお願いいたします。3枚の紙になっております。1枚目が大枠で囲ったもの、2枚目3枚目がいろいろな案を地図上で示したものでございます。15名の委員さんから出てきた案を取りまとめということで大変苦慮しました。というかどういふふうにまとめたらよいかということで、皆様のご納得いくようなまとめ方になっているかどうかは分かりません。とりあえず、3つに分けて案というのをこしらえました。表の一番上の所に基本的な条件ということで部会において決定されたこと、それから各委員さんの意見書の中から共通しておるんじゃないかなという所を共通という所に表示してございます。案については大きく3つと、それから申し訳ないんですけど、その他ということで1つ案、案というがございます。そんな

まとめ方で大変申し訳ないんですけども、とりあえずまとめてあります。上のA案ですけれども、これは従前からあるダム案ということでございます。それからB案というのは基本的には多目的のダムによりますけれども、可能な限りダムを小さくしてやっていこうじゃないかという案でございます。C案というのは遊水地や河川改修によって洪水調節を行い、また利水についてはいろんな各種施設により利水の容量を確保していくというような案でとりまとめてございます。A案・B案・C案ともそこに治水と利水に分けてどんなものでなから対応していくんだというものを意見書の中からピックアップ致しました。A案でございますれば、治水については多目的ダムと現在進めている河川改修が治水でございます。それから、利水については現在計画されている多目的ダム、それからダム建設に伴って、平成3年度の計画のときに南小倉の方々と農業用水の転用についての協議がなされておるとお思いますので、従前からの許可されている農業用水の水量よりも小さく、少なくしようじゃないかということではなからの合意が出来ておるとお思いますので、それは農業用水の転用に当たりますので、そういうものも書いてあります。それから、この地下水って書いてございますのは、日量9600トンの三郷村の上水道の需給量をカバーしていくには、地下水も現況もありますし、今のダム計画の中でも9600トンにする一部は新規で地下水に頼る部分もあるということでございますので、そういうような表にしてございます。B案に関してですけれども、治水については出来るだけダムを小さくしようということでは遊水地というものが入ってきてございます。それから利水についてもA案にプラスして利水の方でため池・河道外で貯留する施設ということでため池というものがプラスされてきています。それで、C案ですけれどもこれは治水に関しては多目的ダムというのが無くなりまして、遊水地と河川改修でいかがかということなんです。それから利水につきましては、溜め池、それから砂防えん堤、地下水この辺が入ってきております。あとその次の欄の分担量というのですけれども、ここにはダムとか地下水とかいろいろ書いてありますけれども、要はどのくらいの量をどんな施設でカバーしていくんだというようなことを書けるような欄を作ってあるということでございます。それからその次課題と書いてございますが、これはご意見書の中からいろんな案に対していろいろな課題を書いてきていただいていたので、ここに載せてございます。それから、これらの案を議論していく上での検討事項ということで一番右にまとめましたけれども、皆さんの意見書の中からこういうようなことはどうだろうかということでは出てきておるものをまとめさせて頂きました。なるべく意見書の中にあるものを全部網羅したつもりでございます。が、落ち度がございましたら又、取りまとめの方修正を加えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。で、2枚目3枚目でございますけれども1枚目にまとめられたようなものを図面に示しております。1枚目の方は上流の方でございますね。現在の砂防ダムが砂防えん堤がありまして多目的ダムの建設予定というような付近・合流点、南黒沢合流点までということですね。緑色の字がですね、主に利水に関する堤案でございます。それから、黒が治水に関する堤案という、そういう字の色分けで書いてございます。それから2枚目が下流部分でございます。このような場所にこのような施設というのが、皆様方から出ていたものということでとりまとめました。以上でございます。

高橋部会長

はい。ありがとうございました。まとめ方についてご意見をいただきたいと思いますが、落ちがあるとかというようなものございましたら。はいどうぞ。

植松特別委員

私のちょっと意見の中の一つ落ちなんですけれども、カバー率 100%ということで条件の一番上にあるんですけれども、私はカバー率 100%を社会的条件・財政的条件等を考えて引き下げということも一応入れておいたんですけれども、それがここではほかの方がすべてこのカバー率 100%でいますので、まあ提案を出した方ですけれども、その私自身の 100%を引き下げるといふものももしその他の所でもいいですし、どこか条件にでもですね、そうすると案で、私の提案ですので入れておいていただければと思います。検討事項の所でも構いませんし。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

今、植松さんのおっしゃったカバー率の問題ですけれども、このカバー率についてはここでも言って大熊先生のお話を聞いた上で流域部会として、妥当であるというふうにこう判断をしましたので、その判断を私は尊重はしたわけです。そのときに私の方から大熊先生の方に 1/30 それかそういう妥当でカバー率も妥当であるだろうという判断とダム建設との問題はいかなものでしょうかというふうにお聞きしたら、まあダム建設の問題とカバー率の問題とは安全度の問題とは別の問題であるというお返事がありましたし、ただ個人的な意見を、そのことを尊重してはいます。しかし、個人的な意見といえども今植松委員と同じようにやはりこの 100 カバー率を 100 引き伸ばしたという、この辺は 1 級河川あるいは中小河川については 50~、50 でもいいと、さらに 60~70、70~80 ですか。というふうな引き伸ばしこれ選択も問題であるというような考え方、そういうことも含めてやはり 100 引き伸ばすということについては、今植松委員おっしゃったように私も考えてはいるわけです。そういう意見です。

高橋部会長

そのほかございますか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今の話蒸し返しちゃうとですね、じゃあ私なんかが出した 1/30 じゃなくて 1/50 でやると、そういうのもここに書かなきゃいけなくなっちゃって、前へ進まなくなっちゃうんですけれども、私は思いますけども。

高橋部会長

検討事項として当然今の万水の広域排水事業の中で出てくると思うのですけれども、昨日も委員会でもちょっと話しているのですが、余裕高の取り方とか、いろいろそのあまりカバー率カバ

一率とこうなっているのだけれども、いっぱいそのカバー逆に言えばカバーできる問題もたくさん要因としてはあるわけです。ここで数字をいろいろ私はやってみても、その影響が果たして何処へどれだけのものにして出てくるだろうかというものではないような気がするんです。大熊先生の意見もお聞きしますけれども、非常に先生がよく言っている判断という項目が入ってきますので、どこでその判断が正しいとか違いとかいうことではなくて、その辺で逆に私はこの前ちょっと絵を描いて頂いていたんですが、10cm というようなオーダーなんです。それが、80 かどうかという数値、はね返っても少ないような気がするんですが、その辺大熊先生どうなんでしょうか。

大熊委員

なかなか難しい問題であると思います。一番最初にここの議論の時に、雨の引き伸ばしの仕方が一つ。型・型・型ってあったと思うんですけども、これは型ないし型でこれが決まってると思うんですけども。ほかの川でも多く型だけでやっている事例もたくさんあるわけで、型だけで取るともうちょっと小さくなったりするという所もあります。まあその辺で型・型という考え方は平成 11 年から出てきているわけで、それまでのものはそうでないということで、型でいくという考え方も私はあるだろうと思っておりました。ただまあ 1/30 でこの 215m³/s 位というものが一つの安全度の在り方として採用しても充分あり得る数字であろうというふうには考えております。ですから、絶対これがだめだということでもない、そういうふうに思っております。それで、ほかにも実は流下能力を計算しているこの計算のものも数字をどうとるかでも変わってくるんです。というのは粗度係数という我々言っているものがあるんですけども、これは全区間 0.03 という、n という数字を使います。n = 0.03 という n で書きますけれども、粗度係数というもので、いわば流れにくさですね、そういうものの値がここでは 0.03 をとっておりまして、これが 0.029 だったらどうかという、またそれだけで変わってくるということです。0.029 が絶対だめかということもまたあり得るだろうと思いますし、今まで多分県の皆さんはこの 0.03 を使っているいろいろやって来られているから、0.03 という数字を使っていられるんだと思います。まあそういうことで数字の取り方をこの 0.03 でなきゃ絶対いけないかっていうと、そうでもない。0.031 もあり得るだろうし、0.029 もあり得る。というようなことで、やはりこの計算された結果というものはある幅が出てくるんだろうと思うんですね。今おっしゃったように、この 15m³/s とか 20、ダムが無い場合は 15m³/s 増えたりあるいは 20m³/s あるいは 25m³/s ですか、増えるというかそれだけ治水上では増えてくるわけですけども、その 25m³/s 流すためにあと何センチ水位が必要かっていうと、これ後で計算してみますけれども、まあ 0.03 っていう粗度係数を使ったとしても、まあおっしゃっているように 10cm あるかないかというようなところですよ。10cm の問題をどうクリアしていくのか、余裕高、堤防をその分だけ高くするとか、いろんな方法があるだろうと思いますけれども。というようなことで、この数字 215m³/s という基本高水をどうしても下げるのか、まあこれでいってほかの方法を考えるのかといったようなところはやはり選択の問題であるだろうというふうに考えております。

高橋部会長

そういうことで当初私これの問題については、皆さんに確認を何回かしてきた経緯がございます。従ってあまりそういう判断の入るものの数字をかまっても、言葉は悪いかもしれませんが、大勢に影響はないだろうと、私は思っております。非常に今も粗度係数の話も出ておりますし、そういう物の本によってすべてやっておりますので、それが即、量として果たしてくるかというのは非常に誰も断言できるものではありませんのでね。実際、その代替案を皆さんで検討する中でもう少しという話はどうかもしれませんが、ここで今数字をかまったからそれじゃ何もなくてもいいですかという話じゃないものですから、その辺でご理解を頂いて、実際代替案が出来てきた時点で、しからばっていうもう一度本当に大丈夫か、というものがあってもいいじゃないでしょうかと私は思っていますけれどね。どうでしょうか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

確かにそうだと思いますので、出来たら今黒沢川それから広域排水、万水川の改修が行われて既に70%とか言われているんですけども、それが30年40年経過しているわけですよ、ですから今までの洪水とか災害の事例に合わせてどのような改修が行われて、それが基本高水に対してどのような条件が満たされているのかというようなことを、これ河川の状況によって違うと思いますので、これからの代替案の検討する段階の資料とするような形のものが何か用意しておいて頂ければいいかなあと思うんですけども。

高橋部会長

万水川ですか。

宮下特別委員

あの黒沢川とか万水川それから広域排水等整備されていますよね。ダムが無い状態で30年40年経っているんですけども、その間に洪水とかいろんな災害ありましたよね。それによってその箇所は改修されているわけですよ。それが、どういような、基本高水に対してどういう状態になっているのかというような、その地点地点でもっているような資料を出しておいて頂ければ、河川改修の方法なんかも代替案を作るのに参考になります。

高橋部会長

ちょっと待って下さい。それは、改修されたものについての洪水のそれは調査はしておりませんよね。当然流れるように造っているはずですから、災害が出るはずは無いのですが。

宮下特別委員

災害が出るわけないんで、災害が出た時に改修やなんかやっているんでしょ。改修されない現状の時。

高橋部会長

そういうものありますか。未改修の時点での災害の時に流量が把握できるような調査はしてあ

りますか。

宮下特別委員

流量が把握でき出来なくてもですね、どういう災害が起こった時に、そこはどういう改修をしたかというような事例をそれぞれの地点で出しておいていただければ、未改修の部分だとか基本高水に沿った形での検討の材料になるんじゃないかなあと思うんですけれども。

高橋部会長

それはあれでしょ。やってないと思うのだけど、いわゆる応急復旧っていう形だと思うのですが。どうですか。ちょっとよく分からないのですよ。質問の内容がよく分からないです。

幹事（豊科建設事務所）

すみません、もう一度質問をお願いできますか。

高橋部会長

分からないのですよ。質問が。

宮下特別委員

既に万水川から始まって黒沢の改修が40年ほど前から始まっているわけですよ。その時に災害が起こった所は、当然何か改修やっていると思うんですよ。そうした場合にどのような改修をやったのか、どういう災害でもってどのような改修をしたのかという事例をその発生した場所ごとにどういうことをやったかということを実例として出して頂ければ、それが基本高水に沿った改修になっているのかどうかというようなことも検討出来るんじゃないかなあと思うんですけれども。

高橋部会長

それ量把握出来ますか。その災害の所でオーダーとしての量を把握できますか。

幹事（豊科建設事務所）

ちょっと流量の把握は困難だと思います。それで、一般的に災害復旧、改修は例えば万水川なら30年前から全区間改修セットされてまして、その間に例えばどこか護岸の決壊があった場合に、基本的には災害復旧というのはとりあえず改修がくる前は原形復旧ってことで、護岸が壊れたって護岸を又直すというのを基本にやっていて、災害によって大きな拡幅する改修は、もう改修がセットされていたので、行っておらないと思います。要するに原形の復旧の災害復旧までだと。

宮下特別委員

までですか。それはちょっと、じゃあちょっと無理ですね。分かりました。

高橋部会長

災害復旧というものはそういうものなのですよ。原形に復すだけしかやりませんのでね、ちょっと私はそれは無理じゃないかと思います。元へ戻すという復旧ですから。

宮下特別委員

それだけですか。

高橋部会長

ええ、それが災害復旧ついでにいますから。

宮下特別委員

そういう災害復旧をやった後、改修ってというようなことはやってないのですか。やったような場所がありますか。

高橋部会長

はい。

幹事（豊科建設事務所）

基本的には改修計画がセットされていれば、災害復旧でやると二重投資になりますので、そこはなるべく改修を早く進めるとかって話になるんでしょうけれども、災害復旧はとらないといえますか、というような形になるかと思うんですけども。ただ復旧事業では復旧できないんで県の単独費で直しておくとか、そういうことになるかとは思いますが。

宮下特別委員

そういうような事例は何かありますか。この水系において。

高橋部会長

あのあれなんですよ。直す場合には今の計画で直しちゃうからってことです。

幹事（豊科建設事務所）

用地の手当てが出来ていれば、今の計画で拡幅して直してしまいます。改修の中ですね。それも出来ない、用地とか無い場合は応急的に現状の復旧を何らかの予算でやるということになるのが普通だということです。

宮下特別委員

そういう用地買収とかそういうものが出来ていて改修やったってというような事例は何かありますか。

幹事（豊科建設事務所）

いずれにしても用地買収の規定どおりの断面の所に住んでいけば、その断面ではやることになります。ちょっと事例は確認しないと何とも言えないですけども。

宮下特別委員

ああそうですか。はい、分かりました。じゃ、それなら結構です。

高橋部会長

やるとしても今の計画の断面で造るものですから、検証が出来ないのですよ。水を。今度直す時には既に今の計画というもので造るものですから。

宮下特別委員

分かりました。はい。

高橋部会長

それでは、今まとめについては、これが絶対ということではございませんので、本来これですとこれに検討に入っていけばいいんですけども、今朝程来出ておりますように、県の方針がはっきりもしないということと、先ほども特例の話も私出しましたけれども、県会の先生もおりますので、それが私は特例だと思っております。本来こういうものがこういう所に活用されるべき・はずじゃないかなと思っておりますので、県会の先生も是非先ほどの特例、水道の県営水道の特例、これ絶対だめですと言わずに一つ現実に合った特例ですので、非常に三郷のために作ってくれたような特例じゃないですか。私は、そう思いますよ。はいどうぞ。

大熊委員

前回いなくて申し訳ないんですけど、この資料60-2 というので基本高水流量 215m³/s まで流した場合にこれだけ嵩上げが必要だとか、あるいは引堤の場合にはこういうふう引堤しなきゃならないというのが出てますけれども、これの金額は出ているんですか。

高橋部会長

まだ出ていないのですよ。

大熊委員

まだ出ていないんですか。分かりました。

高橋部会長

私ね、作っていただいたのですが、駄目だ駄目だと言っているのですが、本当に駄目なのかちょっと書いてみて下さいって言って、代表断面で言ってますし、それから未改修の所もたくさんある

ものですから、オーダーとして、こんな程度かくらい分かればいいことで、代表断面でやっていますんで、もしそれが決まればシビアにやって頂いて、でもそれ見て頂いてもそう、どうでしょう。

大熊委員

自分で計算してみましょう。

高橋部会長

ええ、なるほどね。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

お聞きをしております、ちょっと高瀬川の霞堤がちょっとこの間の台風で壊れまして、それをちょっと調査して参りましたので、遅くなりまして申し訳ございませんでした。それで、今A案・B案・C案それぞれ出させて頂きましたが、財政ワーキングの方からこれからこれによって計算をしていくわけでありまして。今、水道の問題については、今、昨日も特に高橋部会長の方から、それから私の方からも、それから石坂・浅川の部会長の方からも。部会長経験者から同じようにこの財政的な措置をすべきだということ、同じように私もそれを強く主張しました。そういう状況で出て来たんですが、県のほうから出て来なかったと、こういう状況であります。で、その問題を含みまして確認でございますが、一度数字というものははじき出しますと必ずそれについて先ほど植松委員・田宮委員それから久保田委員それからほかの委員さんからも出ておりましたが、こういう条件じゃなくてこうだということが必ず出てきます。ですので、数字、財政ワーキングの方で、先ほどもまあちょっと五十嵐委員とも一時間ほど電話でお話したんですが、数字はいつも言いますことですが、数字を出すときにはもうこの条件でということだと、それから算定の方法につきましては、今現在、県で事業で使われている数字・単価等を採用したいと思っています。今までもずっとそういうようにして参りました。そのようなことでご了承頂きたい。一度出した数字というのは、いやなんでこんなにかかるじゃねえか、かからねえじゃねえかと、こういう議論にならないように、公平にそれからきちっと出させて頂いて、両それぞれの所で、財政ワーキングの方で出して参りました。ですから、これからもそういうような形でこれしっかりと査定させて頂きたいと、こんなふうに考えておりますが、そのところでもう一回この条件で今日確定させて頂いたということ、確認させて頂きましたので、これでそれぞれの状況についての査定を9月1日以降ということになるかと思っておりますけれど、それで入らせて頂きます。ということで数字は正直でございますので、出て参りました数字につきましてはそのようなことでワーキングでしっかりと出させて頂きますのでよろしくお願い致します。それだけでございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。以上で今日の審議は終了させて頂きますけれども、先ほど申し上げましたようにこういった事態になりましたので、8月いっぱいという長い期間を休むわけ

ですけれども、私は年ですから忘れてしまいますので、又皆さんから叱咤激励して頂いて、時間が長いとすべて忘れる性質でございますので、申し訳ないと思っておりますが、そんなことで又いい成果が出ますように、よろしく願いをしたいと思えます。はい。

青木特別委員

資料のことでお願いしたいんですけど、さっき宮下さんから話が出ましたけど、ちょっと重なる部分があるんですけど、拾ヶ堰と万水の範囲で結構ですけど、改修が終わった所の河川改修が終わった所で何年から何年までかかってその改修が終わったということと、金額がいくらかかったということを知りたいんですけど。

高橋部会長

はい。そのほか資料請求ございますか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

前回もちょっと提案のところをお願いしたかと思えますけれども、広域排水の県の部分ですね。今の堀廻堰との接続の部分で、堀廻堰への補水の要求が出ているかと思えますけれども、それをどのような構造でもって考えているのか、その辺も併せてお願いしたいと思えますけれども。

高橋部会長

あの構造の話ですか。構造の話ですか。

宮下特別委員

はい、はい。

高橋部会長

いわゆる止水構造ってということかね。ということだね。

幹事（松本地方事務所）

ちょっと質問よろしいでしょうか。

高橋部会長

はい。

幹事（松本地方事務所）

松本の地方事務所の広域担当の者でございますけれども、今宮下委員さんの質問ですけれども、堀廻堰への補水ですか、これちょっと内容がよく分からないのでちょっともう少し詳しく教えて頂きたいと思えますけれど。

高橋部会長

遮水じゃないのでしょうか。

幹事（松本地方事務所）

遮水ですか。

宮下特別委員

今、堀廻堰の組合の人たちは、黒沢川の水利権があるはずなんですよ。それで、あそこの改修について説明があった時にその水利組合の人たちが黒沢川の水を堀廻堰へも落として頂くようにお願いしてあるのではという話がありましたので、その辺の堀廻堰へどのような形で水を落とす構造になっているのかということです。

高橋部会長

接続の構造ってということですか。

宮下特別委員

接続の構造です。はい。

高橋部会長

分かりました。

幹事（松本地方事務所）

ちょっと今の件ですけども、今久保田委員さんも言いましたようにまだはっきりと表面に出ているという形ではありませんけれども、若干今までの説明の中でそのような話が出ていることは事実です。従って県営事業、あるいは国営の関係、それから今共同施工でやっている上の豊建でやります、500mの単独施工部分この辺も含めて又三者で打ち合わせをすると、そんなような形にもなっておりますので、今、今日の質問等踏まえまして又、それぞれで打ち合わせを致しまして、又方向を出したいと思います。

高橋部会長

それでよろしいですか。

宮下特別委員

はい。

高橋部会長

まだ公になっていないということですか。そういうことですね。はい、どうぞ。

二木特別委員

資料ということになるか分かりませんが、これ5、6の台風で岐阜県が大部やられたわけですが、その所にですね実はダムがあるんですよ。大垣市の上に約30km上流に、横山ダムっていうのがあると思うんですが、地図で見ますと確かにあります。そのダムがあったお陰に水害があれだけ、まああれだけって言っても分からないんですが、面積はどのくらいあったかな。件数は西濃地区の被害額が14億6千万円。それから被害世帯が327棟でこれは床上浸水。それから224棟が床下浸水。それで、そのダムは揖斐川上流のダムだそうですが、私も地図を見ると揖斐川というのは、木曽川水系に入るんですね。先生ご存知だと思いますが。ええ。それでかなりの数の被害があったということですので、今言ったその下流の高水の問題、それから何て言うんですか、量の問題。どういう形でそのダムがどうなったかことを一つ参考までに御願いしたいんですが。いいですか。

高橋部会長

はい、そのほか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

この資料の提案された治水利水対策案黒沢川部会その1と2があるんですが、これ先ほどの県の方の説明では、対策案も出して頂いた中で共通してる内容について、そういう考え方でまとめてみましたという説明なんですけど、このカラーの方ではそのいわゆるこのA案とB案が主にこうまとめられているわけですね。カラーの方へは、ここへはC案がその文章として出てきていないんですけど。ただこのA3の方ではC案、A案・B案・C案というふうになっているんですが。このカラーの方へはC案が文書化されていないですけどね。これはちょっと僕はA案・B案がいわゆる採用されているんじゃないか、ここの部分ではですよ。ここの部分ではね。ただA3のところでは、C案が載っているんですけどね。だからこれは私ちょっと片寄り過ぎているんじゃないかなあと思うんですが如何ですか。

高橋部会長

はい。

宮澤（敏）委員

C案は私が出した案だと思うんですが、載ってますよ。砂防ダムもここに造るということも載っていますし、それから遊水地の位置もちゃんと載ってます。これはいいんですが、これ載ってますんで多分C案。それで、載っておりますけれども私のほかに出された方もおいでになられたようですけど、私が図面で示したのはこのC案、これはちゃんと載ってます。部会長、私もちょっとさっき後ろの河川課長に聞いたんですが、昨日のやりとりがあったものですから、これはそれじゃあ各それぞれの委員の皆さんが自分の案に基づいてもう少し詰めてきてもらって、具体的なものをこの場でもって論議をするというふう理解していただければいいですね。

高橋部会長
そうですよ。

宮澤（敏）委員
ああ、そうですね。それじゃあ、財政の方はもっと先になるということで、はい、分かりました。

高橋部会長
全部網羅されていると思いますけど。C案も全部、水辺公園、本来これに入りたいのだけけれどもということで今朝ほども申し上げた。よろしいですか。じゃ、事務局で資料の確認をお願いします。

事務局（治水・利水検討室）
はい。それでは資料の確認をお願い致します。一つ目ですけれども植松委員さんからありました開発地域の天然記念物の扱いについてですか、今までの県の教育委員会等が対策をした事例、他県も含めてということで一点ございます。これは、幹事の方ではどちらが答えたらよろしいのでしょうか。

幹事（豊科建設事務所）
私もちょっと分かりません。

事務局（治水・利水検討室）
後で調整致します。それから務台委員さんから出てきております、砂防えん堤が出来る前と現在で、クマタカの生息状況の変化があるかというようなことです。これは豊建さんでよろしいでしょうか。お願いします。それでは次です。田宮委員さんから環境について三郷村の那須野さんのご意見をこの場で部会においてお聞きしたいということで、これは事務局でちょっと検討というか、するということで先ほど部会長からお話ありましたので、そのようにさせて頂きたいと思致します。それから、部会長からです。万水川の最下流部の犀川からのバックウォーターの影響範囲ということで、これは豊建さんでよろしいでしょうか。お願いします。それから河川流量を比流量から算出するというので、大熊委員からのやつですけれども、これも豊建さんでよろしいですね。お願いします。それから、藤原委員さんから県営で水道事業を行っている事例が全国にあるかどうかということで、これは食品環境水道課さんの方でよろしいでしょうか。はい。それから植松委員さんからですけれども、県営水道の市町村への移管についてなんですが、これが実際今どういう手続きでやっているのか、あるいは更に財政的なその市町村の負担等に関してどのような考えをしているのかということについて、これはですね。

高橋部会長
あれですよ。移管の条件はということですよ。

事務局（治水・利水検討室）

条件ですか。

高橋部会長

おそらくそうですよ。移管の条件だと思いますよ。どんな条件で移管をしようとしているのかということだと思いますけど。

事務局（治水・利水検討室）

条件ですね。分かりました。条件。これは食品環境水道課さんと事務局で相談します。それから続きまして部会長さんからですけども、水道事業の先ほどの県営水道ですけども、特例が適用されているというのですけれども、県が政策で行うべきと思われるがその方針を明確に示さないということで、これは食品環境水道課さんの方でよろしいでしょうか。

高橋部会長

よろしいですか。

事務局（治水・利水検討室）

よろしいですね。はい。

高橋部会長

政策秘書室だよ。私は政策秘書室に言っているのだから、政策秘書室から出してもらったら。それは食品環境水道課の方で出せって言ったって出せないと思う。それは無理ですよ。基本姿勢なのだから。

幹事（政策秘書室）

これは調整を取らして頂きますのでお願いします。

事務局（治水・利水検討室）

それでは政策秘書室さんの方で調整を取るといってお願いします。続きまして田宮委員さんから変更の話がございましたけれども、今回の資料はダムサイトが中心でございましたが、もう少し広い範囲で変更する箇所が分かる資料を提出するということでもよろしいですか。それは豊建さんをお願いします。それから宮下委員さんの方から地質調査の委託成果品の中から何ページか抜粋されて、それと第四紀断層の関係ということでもございましたので、豊建さんの方でお願いします。それから青木委員さんの方から、万水川でよろしいですね。万水川の拾ヶ堰の改修ですか。拾ヶ堰から下流の万水川ということでもよろしいですか。拾ヶ堰から下流の万水川の改修が終わった場所の施工の年数と金額ということです。はい。じゃこれは豊建さんでお願い致します。それから宮下委員さんからですけども、先ほど堀廻堰の用水補給の要望があがってて交差部の

構造ということですが、これは、

高橋部会長

それは、まだ明確といいますか公表されていないし、資料というものは無いと思うので。それで理解して頂いたのだけれど。

事務局（治水・利水検討室）

分かりました。申し訳ございませんでした。

高橋部会長

出せる状態なのですか。先ほどの話と違うのじゃないですか。

宮下特別委員

調整して。構造物だってあそこにジョイントの所はもう設計出来ているんじゃないですか。

高橋部会長

いいですよ。出せるっていうなら出して下さいよ。出せないって言ったから。

幹事（松本地方事務所）

これあの今宮下委員さんの言われているところは、国営事業とそれから豊建さんであります単独事業この接点部分を中心に計画を立てるところであろうと思われるので、まだ双方とも詳しい設計が出来ていないと。国営事業もそうですけれども。そんな状態ですので、図面等お出し出来るということはないかもしれないけれども、双方で打ち合わせをしてですね、こんな形で進むという程度のお答え出来るのかなと思いますけれども。図面というのはちょっと分からないか思いますけれども。以上です。

高橋部会長

出せるものなら出して下さい。出せないって言ったから私は。

事務局（治水・利水検討室）

はい、それではそういうことをお願いします。最後になりますけれど。

幹事（豊科建設事務所）

いいですか。

高橋部会長

ちょっと待ってください。

幹事（豊科建設事務所）

今、堀廻堰との接続というのはおそらく県の関係になるのだと思いますけれども、まだその有無については上の設計が出来ておらないということで、現段階ではまだ出せません。

高橋部会長

関係官庁で調整してください。どうも意見違っていけないが。

事務局（治水・利水検討室）

よろしいでしょうか。最後ですけれども、二木委員さんからございました、揖斐川の横川ダムの治水効果のお話です。河川課さんでよろしいでしょうか。横山、すみません、横山ダムでございます。河川課さんの方でお願い致します。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。そのほか事務連絡ございましたら。

事務局（治水・利水検討室）

それでは、9月以降の部会の日程の関係なのですけれども、今この時点でいつというのは難しい状況であると思いますので、後ほどといたしますか、もう少し経ってから、各委員さんのご都合等をお聞きする中で、又部会長とも相談して決めたらと思っておりますが、いかがでしょうか。ということと、もし何かご要望等あればこの場でお話頂ければと思いますが、その辺をちょっとお聞き頂ければと思います。

高橋部会長

はい。今そういった状況の中で議会の日にちを決めるというのが非常に難しいということでおそらく、県の先生もいらっしゃいますけれども、1日選挙だから2日ってような話じゃないと思うのですよね。おそらく。それで、私とすれば、ある程度知事が出来ましてね、一つの方針が出来ないと、我々のやる事がみんなもうその方針の逆行ったりとか、いうようにその手間がもたないし、全然分からない所でやるのも私は如何なものかと。少なくともある程度の、新しい知事がどんな方針を出すのか分かりませんが、それがあつたら方向性が出た時点からでないとはスタート出来ないんじゃないかと、こんな気がしているんですが、何か。はい、どうぞ。

植松特別委員

はい。まさにその通りなんですけれども、これまでの日程では本来今日は財政ワーキンググループの報告があつて、公聴会があつて公聴会を受けて対策案を確認して最終確認ということになったんですけれども、これ全部狂っちゃったわけですよね。はっきり言って。それで、次回9月以降に、私次回のまず部会ですけど何をやっていくのか、財政ワーキングの報告も今の話だとまだ出ませんよね。そういうことですよね。ですからそれさえも出ないし、それで11月までに先ほどのお話のように間に合わせるといふことで、本当に出来るのかどうかも疑問です。そうし

た場合に今年度予算請求も出来ないということで、それでいいのかどうか。それも含めて、ちょっとこれから具体的に何にも言えないんですけども、次回集まった時僕らは何をするんですか。

高橋部会長

先ほど皆さんから出して頂いたものが、今朝ほど申し上げましたように、いわゆる法に抵触しない、そして実施可能なもの、そして具体的なものに絞っていくにはどうしましょうかという形で出来るだけ絞り込んでいくと。そして、一番問題の、私は質問してありますので政策秘書室へ、そういうものが何らかのものが出てくると私は思っています。それが出てくると非常に楽なのですよ。あまり頭を使わなくてもいいわけですから。

植松特別委員

はい、了解しました。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

終わりになって申し訳ないですが、私たちも考えは最初から条例に基づいてこういう部会を作ってもらったんだから、あくまでもその条例を県のものだと、あるいは誰のものじゃないというような考えもありますけれども、部会長さんのそういうご意見ですのでそれに従わなければいけないかなとこんなように思います。分かりました。

高橋部会長

僕の所に責任持ってきてもらっても困るのですが、まあ県会の先生もいらっしゃいますけれども、実際分からないのですよね。ですからまあそういうことで一つご理解を頂きたいと思えます。何もなければそれでは今日はこれで終了させて頂きますが、どうも暑い所ご苦労様でした。

(16 : 25 終了)